# 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型) 米ドル・豪ドルプラン 1 7H

ご契約のしおり・約款





クレディ・アグリコル生命

# 生命保険に関する苦情・相談について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社カスタマーサー ビスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等につきましても、当社カスタマーサービスセンターにすみやかにご連絡いただきますようお願いいたします。



カスタマーサービスセンター 0120-60-1221

受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 <u>(祝休日・年末年</u>始の休日を除く)

- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・ 来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、 全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp/)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



主な保険用語のご説明 (50音順)	·· P. 4
お知らせとお願い	
<ul><li>・生命保険募集人について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	·· P. 8
・クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について	
<ul><li>・個人情報のお取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
<ul><li>支払査定時照会制度 ····································</li></ul>	
<ul><li>生命保険契約者保護機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
・金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ·····	
<ul><li>犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い ····································</li></ul>	
・「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客さまへのお願い・・・・・・・・・・・・・	·· P.16
・「CRS(共通報告基準)」に関するお客さまへのお願い	
ご契約に際して	
	<b>-</b>
<ul><li>・申込手続きからご契約の成立まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	·· P.18
・告知について ····································	
<ul><li>・保険証券のご確認について</li><li>・当社からの契約確認について</li></ul>	·· P.18
・ 当社からの契約唯談について	·· P.18
年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型) 米ドル・豪ドルプラン 1 7H の特徴としくみ	
・この保険の特徴 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·· P.19
・この保険のしくみ	·· P.19
・定額部分と運用実績連動部分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・積立金 ·······	
• 積立利率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<ul><li>基準指標金利 ····································</li></ul>	
・目標額到達時年金移行特約(16)	·· P.25
・保険料円入金特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<ul><li>保険料外貨入金特約 ····································</li></ul>	
・円支払特約(12)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・年金円支払特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·· P.29
年金・死亡保険金のお支払い	
・年金のお支払い · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·· P.30
・年金としてお取り扱いできない場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· P.30
・死亡保険金のお支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· P.32
<ul><li>死亡保険金等をお支払いできない場合 ····································</li></ul>	·· P.33
・指定代理請求特約······	·· P.34
特別勘定について	
・特別勘定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·· P.35
・投資リスク······	
・運用実績連動部分の積立金額の計算例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· P.36
・特別勘定グループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・ 特別勘定の運用方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 37

・特別勘定の運用体制と評価方法 · · · · · · 特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取り扱いについて · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型) 米ドル・豪ドルプラン17 のリスクおよびお客さまにご負担いただく費用	
・この保険のリスクについて ····································	P.39 P.40
保険契約の解約	
・解約····································	
<ul><li>・据置期間付年金への移行後の解約について ····································</li></ul>	
契約内容の変更	
	P.48
年金・保険金等の請求手続	
• 年金の請求······	P.49
・死亡保険金、死亡一時金の請求	P.49
・年金・保険金等のお支払期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.50
・年金・保険金等のご請求に関して訴訟となった場合のお取り扱い	P.50
被保険者による保険契約者への解約の請求	
被保険者による保険契約者への解約の請求	P.51
	P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続	P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・差押債権者、破産管財人等による解約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・差押債権者、破産管財人等による解約について・・・死亡保険金受取人による保険契約の存続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.51 P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について・・死亡保険金受取人による保険契約の存続について 国際制裁先に関する対応	P.51 P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・差押債権者、破産管財人等による解約について ・死亡保険金受取人による保険契約の存続について 国際制裁先に関する対応	P.51 P.51 P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について・・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について 国際制裁先に関する対応 各種手続のための請求書類	P.51 P.51 P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について・・・死亡保険金受取人による保険契約の存続について 国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類 生命保険と税金	P.51 P.51 P.51
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について ・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について 国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類  生命保険と税金 ・ 外国通貨建て保険のお取り扱いについて・・ 生命保険料控除	P.51 P.51 P.51 P.52 P.54 P.54
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について ・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について 国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類  生命保険と税金 ・ 外国通貨建て保険のお取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.51 P.51 P.51 P.52 P.54 P.54 P.55
死亡保険金受取人による保険契約の存続  ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について  ・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について  国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類  生命保険と税金  ・ 外国通貨建て保険のお取り扱いについて ・ 生命保険料控除 ・ 解約の差益にかかる税金 ・ 年金にかかる税金	P.51 P.51 P.51 P.52 P.54 P.54 P.55 P.55
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について ・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について  国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類  生命保険と税金 ・ 外国通貨建て保険のお取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.51 P.51 P.51 P.52 P.54 P.54 P.55 P.55
死亡保険金受取人による保険契約の存続  ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について  ・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について  国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類  生命保険と税金  ・ 外国通貨建て保険のお取り扱いについて ・ 生命保険料控除 ・ 解約の差益にかかる税金 ・ 年金にかかる税金	P.51 P.51 P.51 P.52 P.54 P.54 P.55 P.55
死亡保険金受取人による保険契約の存続 ・ 差押債権者、破産管財人等による解約について ・ 死亡保険金受取人による保険契約の存続について  国際制裁先に関する対応  各種手続のための請求書類  生命保険と税金 ・ 外国通貨建て保険のお取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.51 P.51 P.51 P.52 P.54 P.54 P.55 P.55

# | 主な保険用語のご説明 (50音順)



### 移行日

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 主契約を据置期間付年金に移行する日のことで、解約払戻金 額が目標額以上に到達した日となります。

### 一時払保険料相当額

保険契約の申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。保険契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。

### 一般勘定

一定の給付が保証され、資産運用に際しても安全性が重視される定額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、特別勘定とは明確に区別され管理・運用されます。この保険では、定額部分にかかわる資産の管理・運用を行います。

### 運用期間

契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

※目標額到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に 移行した場合は、契約日から移行日までの期間をいいます。

### 運用実績連動部分

運用期間中、特別勘定で運用し、その特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

### 運用実績連動部分の積立金額

基本保険金額から定額部分の当初積立金額を差し引いた金額 (運用実績連動部分の当初積立金額)を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。

### 円換算一時払保険料額計算用為替レート

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 目標設定通貨を円としたときに、目標額を設定する際の基準 となる判定基準金額の計算に使用される為替レートのことで オ

※申込時に保険料円入金特約を付加した場合は、円により払い込まれた金額を判定基準金額とします。

# か

#### 解約

年金支払開始日前に保険契約の効力を将来に向かって消滅させることをいいます。解約払戻金がある場合はこれを請求できます。

### 解約控除

所定期間内に保険契約を解約する場合に、経過年数に応じて 控除する費用のことです。

※目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、据置期間付年金に移行する際にも解約と同様に控除されます。

### 解約払戻金

保険契約が解約された場合等に保険契約者に払い戻されるお 金のことをいいます。

※目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、目標額への到達の判定は解約払戻金額により行います。

### 基本保険金額

運用期間中に死亡保険金を支払う場合に基準となる額のことをいい、一時払保険料と同額となります。

### 契約応当日

保険契約締結後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。特に月単位の契約応当日というときは、各月ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

#### 契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

#### 契約日

契約年齢や保険期間の計算の基準日のことをいい、この保険では、特別勘定繰入日を契約日とします。

### 後継年金受取人

年金支払開始日以後、年金支払期間中に、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利および義務を承継する人のことをいいます。



### 市場価格調整

解約払戻金額を計算する際、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させることをいいます。 この保険では、定額部分の積立金に適用されます。

### 指定代理請求人

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるとき に、年金受取人の代理人として年金を請求できるあらかじめ 指定された人のことをいいます。

#### 指定诵貨

保険契約締結時にご指定いただく主契約における通貨のことをいいます。この保険では、米ドル・豪ドルからご指定いただきます。

### 支払事由

死亡保険金や年金等をお支払いする場合のことをいいます。 この支払事由に該当した場合に、死亡保険金や年金等をお支 払いします。

#### 死亡一時金

年金支払開始日以後、年金支払期間中に、被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

### 死亡保険金

責任開始期以後、年金支払開始日前に、被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

### 死亡保険金受取人

死亡保険金を受け取る人のことをいいます。

### 主契約

普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

#### 据置期間

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 据置期間付年金への移行日の翌日から移行後の年金支払開始 日の前日までの期間をいいます。

#### 責任開始期(日)

当社が保険契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、この保険では、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った時となります。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

#### 青仟進備金

保険会社が将来の保険金および年金等をお支払いするために 積み立てるお金のことをいいます。特にこの保険では、目標額 到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に移行した 場合に移行後の年金支払開始日の前日まで据え置かれている お金のことをいいます。



### 対顧客電信売相場(TTS)

銀行等で円を外貨に交換する時の一般的な為替レートです。

### 対顧客電信買相場(TTB)

銀行等で外貨を円に交換する時の一般的な為替レートです。

#### 対顧客電信相場仲值(TTM)

TTSとTTBの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のことをいいます。

#### 積立金

将来の年金および死亡保険金を支払うために、この保険の定額部分として積み立てた部分と運用実績連動部分にかかわる部分を合計したもののことをいいます。この保険の積立金額は、定額部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額となります。

### 積立利率

定額部分の積立金に適用する利率のことをいいます。所定の 基準指標金利をもとに定められ、運用期間の満了日まで適用 されます。

### 定額部分

当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日における積立利率により増加し、運用期間満了時の積立金額が、基本保険金額と同額になるように、契約時に確定する部分をいいます。

### 定額部分の積立金額

定額部分の当初積立金額に、保険契約に適用される積立利率 を適用して経過した年月日数により計算します。

#### 特別勘定

変額個人年金保険等にかかわる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかわる資産とは区別し、管理・運用を行います。この保険では、運用実績連動部分にかかわる資産の管理・運用を行います。

#### 特別勘定繰入日

運用実績連動部分の積立金額を特別勘定に繰り入れる日をいい、申込日からその日を含めて8日目、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日(責任開始日)または当社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日となります。この保険では、特別勘定繰入日を契約日とします。

#### 特約

主契約の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約 と異なる特別な取り扱いをする目的で主契約に付加する契約 のことをいいます。特約のみではご契約できません。

## な

### 入金用通貨

保険料外貨入金特約を付加した場合に、指定通貨(豪ドル)とは異なる外国通貨で一時払保険料をお払い込みいただく際に使用する通貨(米ドル)のことをいいます。

※保険料外貨入金特約は、指定通貨が豪ドルの場合のみ付加できます。

### 年金

年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお 金のことです。

### 年金受取人

保険契約者が指定する年金を受け取る人のことをいい、保険契約者または被保険者とします。

### 年金原資

年金をお支払いするために必要な原資のことをいい、年金支 払開始日の前日の積立金額となります。

※目標額到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に 移行した場合は、移行後の年金支払開始日の前日の責任準 備金額となります。

### 年金支払開始日

被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約 応当日をいいます。

※目標額到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に移行したときは、移行日からその日を含めて2か月を経過する日の直後に到来する移行前の年金支払開始日の月単位の応当日(月単位の応当日のない月の場合は、その月の末日)となります。

### 年金支払日

年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年 金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

#### 年金証書

年金額や年金支払期間等についての詳細を具体的に記載したものです。

#### 年金の現価

将来の年金を支払うために必要な現在の積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。



### 判定基準金額

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 目標額を設定する際の基準となる金額をいい、主契約の一時 払保険料または主契約の一時払保険料を円換算一時払保険料 額計算用為替レートを用いて円換算した金額となります。

※申込時に保険料円入金特約を付加した場合は、円により払い込まれた金額を判定基準金額とします。

#### 被保険者

その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

#### 保険期間

当社が保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間 のことをいいます。

### 保険契約者

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

(例) 権利:契約内容変更の請求権等、義務:保険料支払義務等

### 保険証券

保険契約締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や年金支払開始日等、保険契約の内容を具体的に記載したものです。

#### 保険年度

契約日または毎年の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。契約日からその日を含めて満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・と保険年度を定めます。

#### 保険料

保険契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。この保険では、保険料の払込方法は一時払のみとします。



### 免責事由

約款で定める死亡保険金をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には死亡保険金をお支払いできません。

### 目標額

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 据置期間付年金への移行の基準となる金額のことで、目標設 定通貨および主契約の一時払保険料の払込通貨に応じた判定 基準金額に保険契約者が指定した割合を乗じた金額をいいま す。

### 目標額指定割合

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 目標額を定めるために判定基準金額に乗じる割合のことをい います。

### 目標額到達判定計算用為替レート

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 目標設定通貨を円としたときに、解約払戻金額が目標額以上 に到達しているか判定する際の計算に使用される為替レート のことです。

### 目標設定通貨

目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合において、 目標額を設定する際の通貨のことをいい、保険契約締結時に、 「指定通貨」、「円」または「指定通貨および円」からご選択いた だきます。



#### 約款

ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

### ユニット数(特別勘定の口数)

各特別勘定資産のうち、各契約者の保有分をあらわす単位のことをいいます。契約当初の口数は、保険料のうち特別勘定に繰り入れられた額を特別勘定のユニットプライスで除すことにより求められます。各契約者の特別勘定は、保険契約締結後、すべて口数で管理されます。

口数は保険関係費用の控除により日々減少します。

### ユニットプライス(単位価格)

各特別勘定資産のユニット数 1 口に対する価額のことをいいます。

特別勘定資産の評価を反映させて毎日計算、公表します。

このご契約のしおりでいう「当社」とは、「クレディ・アグリコル生命保険株式会社」を指します。

# お知らせとお願い

### 生命保険募集人について

### 1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾 したときに、保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して生命保険募集人が承諾すれば、保険契約は有効に成立します。

### 2. 当社または募集代理店の生命保険募集人について

- ・当社または募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・契約成立後、内容の変更等を行う場合も、原則として当社の承諾が必要です。

### 当社の組織形態について

### ■ 当社の会社組織形態は株式会社です。

- ・保険会社の組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- ・株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者 のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

### クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- この保険はクーリング・オフ制度の対象商品です。
  - ・申込者または保険契約者は、保険契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面または当社 Webサイトのお手続きメニューによりクーリング・オフをすることができます。(電話やファックスでの お申し出はできません。)
  - ・クーリング・オフを行った場合、お払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた一時払保険料を全額 お返しします。(「保険料円入金特約」を付加した場合は円建ての払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加 した場合は入金用通貨(米ドル)建ての払込金額と同額をお返しします。)
  - ・したがって、「保険料円入金特約」または「保険料外貨入金特約」を用いずに募集代理店等で円貨等を指定 通貨に両替してお払い込みいただいた場合は、両替前の通貨ではなく指定通貨でお返しすることになり ます。なお、お返しした指定通貨を円貨等に換算したときに、為替差損等により、<u>当初のご資金(元本)を下</u> 回るおそれがあります。
  - ・外国通貨で一時払保険料をお払い込みいただいた場合には、お受け取りになる際に手数料をご負担いただく ことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- クーリング・オフのお申し出方法は次の2つの方法があります。

### <書面によるお申し出方法>

- ・クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)より効力が生じますので、郵便により当社宛に送付してください。
- ・書面には次の事項をご記入ください。また、個人情報保護のため、必ず封書でご郵送ください。

#### 【記載内容】

- ·書面送付先
- ·保険契約者(申込者)氏名(自署)
- ・保険契約者(申込者)フリガナ
- ·生年月日
- ·住所
- ·電話番号
- ·申込番号
- ·申込日
- ・一時払保険料の金額
- ·募集代理店
- ・クーリング・オフする旨の意思表示
- ・保険契約者(申込者)ご本人名義の返金先銀行口座

### 【記入例】(米ドルでお払い込みいただいた場合)

クレディ·アグリコル生命保険株式会社 行 亜久里 太郎

アグリ タロウ ○○○○年○○月○○日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇一〇〇

03-000-000

0000000000

0000年00月00日

100,000米ドル

○○○○○銀行

クーリング・オフを行います。

○○銀行○○支店

(外貨普通預金) □座番号○○○○○○

口座名義 AGURI TARO

### [書面送付先]

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

### <当社Webサイトのお手続きメニューによるお申し出方法>

・クーリング・オフは、当社Webサイトのトップページにあるお手続きメニュー「個人年金保険のクーリング・オフをご希望のみなさま」でのお手続き完了時(お手続き完了画面が表示されます。)より効力が生じますので、下記Webサイトからお手続きください。

### クレディ・アグリコル生命 Webサイト https://www.ca-life.jp/

- ・お手続き画面では、上記の書面によるお申し出の際の記載事項と同項目をご入力いただきます。
- ※クーリング・オフの書面の投函または当社Webサイトでのお手続き完了と行き違いに保険証券が到着した場合は、クーリング・オフ手続完了のご案内に同封の返信用封筒で保険証券をご返送ください。

クーリング・オフに関するお問い合わせは、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

### 個人情報のお取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報(要配慮個人情報及びセンシティブ情報を含みます。以下同じ。)、特定個人情報等(個人番号と特定個人情報を意味します。以下同じ)の保護を重要な問題として捉え、以下の方針に基づいて、正確性と機密性の保持、及び適切な利用に努めています。

### 1. 利用目的

- (1)当社は、個人情報について、必要に応じ、以下の目的で利用いたします。
  - ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - ・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ・再保険のために必要な情報の再保険会社(日本国外にある者が含まれる場合があります)への提供
  - ・その他保険に関連・付随する業務

なお、個人情報の保護に関する法律に定める病歴や健康診断等の結果などの要配慮個人情報並びに 労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するも のを除く。)に関する情報(センシティブ情報)については、法令等で、業務の適切な運営の確保その 他必要と認められる目的に利用目的が限定されており、この目的以外では利用しません。

- (2)当社は、特定個人情報等について、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。
  - ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
  - ・報酬・料金等の支払調書の作成・提出に関する事務
  - ・その他法令等に定める個人番号関係事務等

### 2. 情報の種類

当社は、お客様の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、保険契約や融資契約の締結または維持管理に必要な情報(健康状態・職業等)を取得いたします。また、商品・サービスの提供に関して必要な情報(特定個人情報等を含む)を収集させていただくことがあります。

#### 3. 取得の方法

当社は、法令等に従い、適正かつ公平な方法により個人情報及び特定個人情報等を取得します。

#### <主な取得方法>

保険契約申込書・告知書、アンケート、インターネット、電話、面談等。なお、特定個人情報等については、 所定の申告書等により取得します。

- ①当社に電話でお申出いただいた場合には、迅速かつ適切な対応を行うために、通話内容を録音させて いただく場合があります。
- ②当社ウェブサイトでは、今後より良いサービスを提供していくために、当ウェブサイトへのアクセス数、どのページをご覧になったか、どこからアクセスいただいたか、どのくらいの時間ご覧いただいたか等の情報を取得しています。

### 4. 情報の管理

当社は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客様の個人情報及び特定個人情報等の正確性、 最新性及び適切な内容を維持するよう努めます。

また、当社はお客様の個人情報及び特定個人情報等を保護するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

業務委託にあたっては、委託先において情報管理に関する従業員の監督のための措置がとられていることを確認する等、委託先の総合的な安全性を確認します。

### 5. 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客様の個人情報を第三者へ提供いたしません。なお、特定個人情報等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます。)に定める場合を除き、第三者へ提供することはいたしません。

- (ア)お客様の同意がある場合(なお、お客様の同意に基づいて、再保険のために必要な情報を再保険会社に提供する場合を含みます。このとき、日本国外にある者に対して個人情報が移転される可能性があります。)
- (イ)法令に基づく場合

- (ウ)人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
- (エ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意 を得ることが困難であるとき
- (オ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (カ)守秘義務契約を締結した第三者(日本国外にある者が含まれる場合があります)に業務委託を行うとき
- (キ)お客様の情報を、一般社団法人生命保険協会に登録する等、生命保険制度の健全な運営に必要な場合、もしくは、当社ホームページ上で公表している関連会社等が、お客様に対して商品・サービスのご案内、ご提供のために必要な範囲で共同利用する場合

### 6. 保有個人データの利用目的の通知、開示等、訂正等、及び利用停止等

当社はお客様の保有個人データに関して、利用目的の通知、開示若しくは第三者提供記録の開示(開示等)、訂正・追加・削除(追加等)、又は利用の停止若しくは削除(利用停止等)のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、利用目的の通知、開示等、訂正等、及び利用停止等をいたします。

### <受付方法>

「当社の個人情報に関する窓口」(カスタマーサービスセンター)までお知らせください。

### <開示等手数料>

保有個人データの開示及び利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。手数料額については上記窓口までお問い合わせください。

### 7. 苦情等対応窓口

当社は、当社が保有する個人情報及び特定個人情報等の取扱に関する苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客様からの苦情等に誠実に対応します。

### 8. 個人情報保護規程等の制定

当社は、本方針を実施するために個人情報保護規程等を定め、すべての個人情報及び特定個人情報等について適切な利用に努めます。

### 9. 安全管理措置

当社は、関係法令及びガイドラインの遵守、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理を目的として、各種規程を整備し、以下の安全管理措置を講じております。

- (1)当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの物理的・技術的な安全管理のために、適正な情報セキュリティを構築し、必要かつ適切な対策を講じております。
- (2)当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法や社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しております。
- (3)当社は、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理するために、当社の役員及び従業員に対して、本方針及び個人情報保護規程等に関する教育・研修を継続的かつ定期的に実施します。
- (4)当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- (5)当社は、個人データの管理をシンガポールのサーバー上でも保管しています。当社は、シンガポールの個人情報保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施しております。

### 10. 法令の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律、番号法等の関係法令・ガイドラインを遵守し、個人情報及び特定個人情報等の保護に努めるとともに、本方針の継続的改善に努めてまいります。

※当社は個人情報保護方針(プライバシーポリシー)をWebサイト(https://www.ca-life.jp/)にて公表しております。個人情報保護方針は、適切な個人情報保護のため、環境の変化を踏まえ、適宜変更する場合がありますが、変更後の内容は当社Webサイトにて公表いたします。

個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせは、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

### 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
  - ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次項の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
  - ・保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は次項の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等に方とはありません。
  - ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者 または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容 が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)から(オ)に記載の事由 を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができま す。上記各手続の詳細については、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
    - (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
    - (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
    - (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
    - (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
    - (オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

### <相互照会事項>

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人 の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

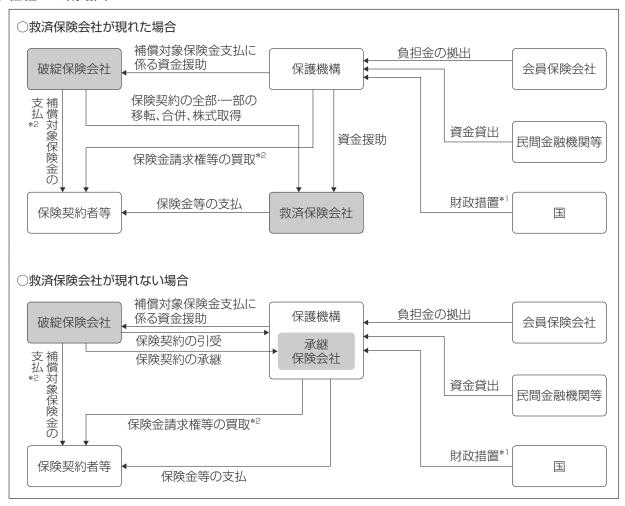
上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済 金額、共済掛金と読み替えます。

- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社Webサイトの「支払査定時照会制度」(https://www.ca-life.jp/legal/assessment.html)をご確認ください。

### 生命保険契約者保護機構

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の概要は、次のとおりです。
  - ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
  - ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
  - ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定\*1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約\*2を除き、責任準備金等\*3の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。\*4)
  - ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
    - \*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険 契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成 することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。)
    - \*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
      - 高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}
      - (注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
      - (注2)1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
    - \*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
    - \*4 変額個人年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

### ■ 仕組みの概略図



- \*1 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- \*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ\*2に記載の率となります。)
- ◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2022年10月末現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

◇生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先生の保険契約者保護機構 電話番号:03-3286-2820

受付時間:月曜日~金曜日(祝日·年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス: https://www.seihohogo.jp/

### 金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(一般投資家)」として取り扱うようお申し出いただくことができます。

お手続方法や制度の詳細については、当社Webサイト(https://www.ca-life.jp/)をご参照いただくか、または、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

2022年10月末現在

### 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、職業または事業の内容、お取り引きを行う目的等の確認を行っております。これは、お客さまとのお取り引きに関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

### 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。

FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明\*¹に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

\*1 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

### FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

#### ○FATCAの確認手続きとは?

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者(米国市民、米国居住者)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- ●当社所定の書面により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- ●お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類\*2をご提示またはご提出いただく場合があります。
  - \*2 運転免許証 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「W-9兼米国歳入庁への報告に関する同意書」をご提出いただきます。書類にはお客さま署名、納税者番号等を記入いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

### ○報告対象となる米国納税義務者とは?

以下の個人のお客さまが対象となります。

### ◆特定米国人

- ·米国市民 ·米国居住者\*3
- \*3 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

### ○FATCAの確認手続きが必要となる場面は?

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- ●生命保険契約の締結、契約者の変更、死亡保険金、年金の支払等の取引発生時
- ●米国への移住など、契約者の状況が変化した場合
- ※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人」に該当することとなった場合は、90 日以内に上記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

### ○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は?

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、 当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは保険金請求時において、確 認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日 米当局間で交換することとされています。

FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。

### 「CRS(共通報告基準)」に関するお客さまへのお願い

2017年1月から、「CRS(共通報告基準)」による確認手続きが開始されています。

CRSとは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防ぐ目的で、OECD(経済協力開発機構)が公表した、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する\*1ための国際基準です。日本を含む各国がその実施を約束しました。

これを受けて日本では「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税の特例等に関する法律(以下「実特法」)が改正され、日本の生命保険会社はお客さまが生命保険契約の取引等をする際、税制上の居住地を確認し、日本のみの居住地ではない場合には、所轄税務署長宛にご契約情報や納税情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

\*1日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等に保有される日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

### CRSにおけるお客さまへの確認手続きについて

#### ○CRSの確認手続きとは?

当社は、お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- ●当社所定の書面等により、「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- ●お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかを確認するため、各種証明書類\*2をご提示またはご提出いただく場合があります。

\*2 運転免許証 など

なお、お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)である場合、上記に加えて、「CRS(共通報告基準)による届出書」をご提出いただきます。書類にはお客さま署名、居住地国名、納税者番号等を記入いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

### ○報告対象となる税制上の海外居住者とは?

以下の個人のお客さまが対象となります。

- ◆居住地国が報告対象国\*3にあたる者
  - \*3 CRS(共通報告基準)への賛同および離脱は流動的なものであるため、国税庁ホームページにてご確認いただきますようお願いいたします。
- ○CRSの確認手続きが必要となる場面は?

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- ●生命保険契約の締結、契約者の変更、年金の支払等の取引発生時
- ●海外への移住など、契約者の状況が変化した場合
- ※ご契約期間中に、渡航等の環境の変化等によって、「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)に該当することとなった場合または居住地国に異動が生じた場合(帰国により日本のみの居住となった場合を含む)は、該当する日から3月を経過する日までに上記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

### ○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は?

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは年金請求時において、確認手続きに応じていただけない、虚偽報告があった等の場合には、実特法に基づき、6か月以上の懲役または50万円以下の罰金となります。正確なお手続きをお願いいたします。

CRSに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、CRS上の目的のみに使用します。

# ご契約に際して

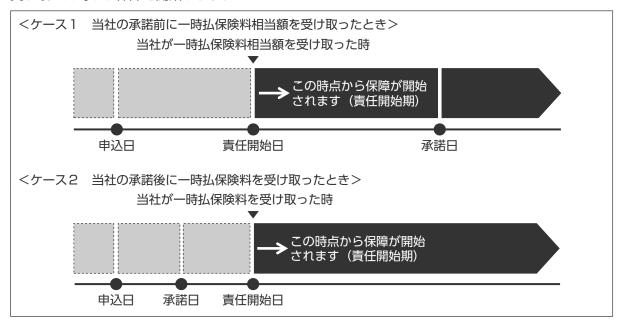
### 申込手続きからご契約の成立まで

### 1. ご契約の成立

・ご契約は、保険契約のお申し込みを当社が承諾した場合に成立します。

### 2. 責任開始期

・お申し込みいただいた保険契約を当社がお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料(相当額)を 受け取った時から保障を開始します。



### 3. 契約日

・この保険では、申込日からその日を含めて8日目、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日(責任開始日)または当社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日(特別勘定繰入日)を契約日とします。

### 告知について

・この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

### 保険証券のご確認について

・お申し込みが承諾されご契約が成立しますと、当社は保険証券を保険契約者にお送りします。お申し込みの際の内容と相違していないか、ご確認ください。万一、お申し込みの内容と相違していたり、ご不明な点がある場合は、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

### 当社からの契約確認について

- ・当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申し込みの際やご契約成立後に、申込内容等について確認させていただくことがあります。
- ・契約確認は死亡保険金等の請求の際にも行われることがあります。

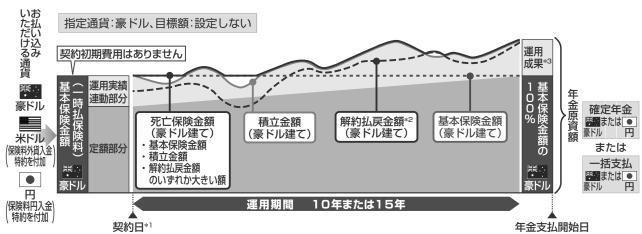
# 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型) 米ドル・豪ドルプラン17Hの特徴としくみ

### この保険の特徴

- この保険は、一時払保険料を定額部分と運用実績連動部分の2つの部分に分けて運用し、それぞれの部分の積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払の外貨建て変額個人年金保険(生命保険)です。
- 指定通貨建ての基本保険金額(一時払保険料)が、年金原資として定額部分のみで最低保証され、運用実績連動部分で運用成果の上乗せを目指します。
- 目標額到達時年金移行特約(16)を付加することで、契約日からその日を含めて1年経過後から、 年金支払開始日の2か月前の応当日の前日までの期間中、解約払戻金額があらかじめ設定した目標額以上に到達した場合に、その日を移行日として主契約を自動的に据置期間付年金に移行します。

### この保険のしくみ

<イメージ図> (運用実績連動部分の積立金額が契約時に比べ増加した場合)



- \*1 申込日からその日を含めて8日目、当社が一時払保険料を受け取った日(責任開始日)または当社がご契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日(特別勘定繰入日)となります。
- \*2 解約払戻金額の計算の際は、市場価格調整および経過年数によっては解約控除が適用されます。くわしくはP42「解約払 戻金」をご覧ください。
- \*3 特別勘定の運用実績により増減します。
- ※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額等を保証するものではありません。
- 1. 年金原資について、基本保険金額(一時払保険料)を指定通貨建てで最低保証しつつ、さらなる上乗せを目指します
  - ・この保険は、一時払保険料を定額部分と運用実績連動部分の2つの部分に分けて運用を行うしくみの保険で、運用期間は10年または15年となります。

### <定額部分について>

・定額部分とは、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日における積立利率により増加し、運用期間満了時の積立金額が、基本保険金額(一時払保険料)と同額になるように、契約時に確定する部分をいいます。定額部分の積立金額は、定額部分の当初積立金額に、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日における積立利率を適用して、経過した年月日数により計算します。

### <運用実績連動部分について>

・運用実績連動部分とは、運用期間中、その部分の当初積立金額を特別勘定で運用し、その特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。運用実績連動部分の積立金額は、基本保険金額(一時払保険料)から定額部分の当初積立金額を差し引いた金額(運用実績連動部分の当初積立金額)を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まります。

- ・積立金額は、定額部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額となります。
- ※定額部分と運用実績連動部分についてくわしくはP21をご覧ください。

### 2. 外国通貨建てで運用する保険です

- ・契約時にご選択いただいた外国通貨(米ドルまたは豪ドル)を指定通貨として運用を行います。
- ・一時払保険料のお払い込みや、年金、死亡保険金、解約払戻金のお支払い等、この保険の金銭の授受は、すべて指定通貨で行います。
- ※保険料円入金特約、保険料外貨入金特約(指定通貨が豪ドルの場合のみ)、円支払特約(12)または年金円支払特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。



- ・指定通貨建ての年金原資額および死亡保険金額は指定通貨建ての一時払保険料を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡保険金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・契約後に指定通貨の変更はできません。また、指定通貨以外の外国通貨で解約払戻金、 年金、死亡保険金等をお支払いすることはできません。

### 3. 年金額について

- ・年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額(年金原資額)に基づいて定めます。
- ・年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金支払期間中は、年金額が変動せず一定となります。



・年金額は、ご契約時には確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。

### 4. 死亡保険金は指定通貨建てで最低保証されています

・年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、死亡日の基本保険金額(一時払保険料)、積立金額または解約払戻金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。

### 5. 据置期間付年金への移行について

- ・目標額到達時年金移行特約(16)を付加することができます。この場合、契約日からその日を含めて1年経過後から、年金支払開始日の2か月前の応当日の前日までの期間中、「指定通貨建ての解約払戻金額」または「指定通貨建ての解約払戻金額の円換算額」があらかじめ設定した目標額以上に到達した場合に、その日を移行日として主契約を自動的に据置期間付年金に移行します。移行日の翌日以後は、一般勘定にて運用を行います。
- ※目標額到達時年金移行特約(16)についてくわしくはP25をご覧ください。

### 6. 特別勘定について

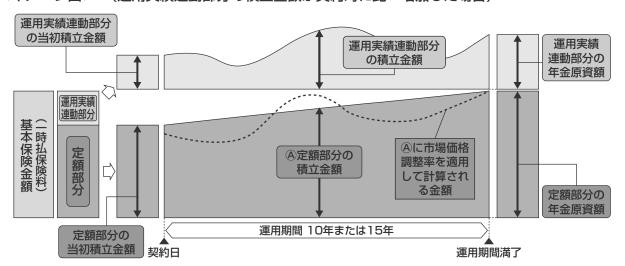
・特別勘定については、P35をご覧ください。

### 7. その他

- ・この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- ・この保険には、契約者貸付制度はありません。

### 定額部分と運用実績連動部分

■ 運用期間中、一時払保険料を定額部分と運用実績連動部分の2つの部分に分けて運用を行います。 <イメージ図> (運用実績連動部分の積立金額が契約時に比べ増加した場合)



※上図はイメージ図であり、将来の積立金額および年金原資額等を保証するものではありません。

### 1. 定額部分について

- ・定額部分とは、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日における積立利率により増加し、運用期間 満了時の積立金額が、基本保険金額(一時払保険料)と同額になるように、契約時に確定する部分をいい ます。この部分により、年金原資について、指定通貨建ての基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保 証されます。
- ・定額部分の当初積立金額は、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日の積立利率に基づき、次の算式により計算します。

### <定額部分の当初積立金額の計算方法>

$$egin{align*} egin{align*} egin{align*$$

・運用期間中に保険契約を解約した場合、解約払戻金額を計算する際に、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を定額部分の積立金額に反映させます(④に市場価格調整率を適用して計算される金額)。くわしくはP42「解約払戻金」をご覧ください。

### 2. 運用実績連動部分について

- ・運用実績連動部分とは、運用期間中、その部分の当初積立金額を特別勘定で運用し、その特別勘定の運用 実績により増減する部分をいいます。なお、運用実績連動部分の積立金額に最低保証はありません。(契 約時に比べて減少することやゼロになることがあります。)
- ・運用実績連動部分の当初積立金額は、次の算式により計算します。

### <運用実績連動部分の当初積立金額の計算方法>

### 積立金

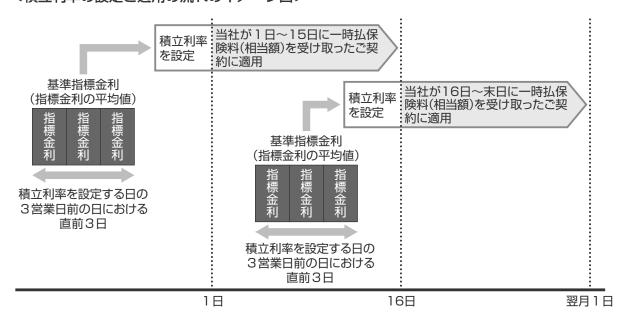
- 積立金とは、将来の年金および死亡保険金を支払うために、この保険の定額部分として積み立てた 部分と運用実績連動部分にかかわる部分を合計したもののことをいいます。積立金額は、定額部分 の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額となります。
- 1. 定額部分の積立金額
  - ・定額部分の積立金額は、定額部分の当初積立金額に、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日における積立利率を適用して、経過した年月日数により計算します。
- 2. 運用実績連動部分の積立金額
  - ・運用実績連動部分の積立金額は、運用実績連動部分の当初積立金額を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まります。
  - ・運用実績連動部分の当初積立金額は、申込日からその日を含めて8日目、当社が一時払保険料(相当額) を受け取った日(責任開始日)または当社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日の日末に特 別勘定に繰り入れられ、その翌日から特別勘定による運用が開始されます。
- ※一時払保険料に対する積立金額の増減率については、当社Webサイト(https://www.ca-life.jp/)でご確認いただけます。

### 積立利率

- 積立利率は、指定通貨(米ドル・豪ドル)ごとに毎月2回(1日と16日)設定されます。
- 契約日から運用期間満了までの期間中、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日における積立利率が適用されます。
  - ・積立利率は、指定通貨に応じて当社が定める基準指標金利に基づき、次の算式により計算します。

積立利率 = [基準指標金利] + [-1.0%~+1.0%] - [保険関係費率\*]

- \* 保険関係費率とは、ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨建てで最低保証するために必要な費用等の率のことをいいます。
- <積立利率の設定と適用の流れのイメージ図>



※ご契約に適用される積立利率は、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日(責任開始日)により定まります。そのため、申込日と責任開始日が異なる場合(例えば、上記のイメージ図において、申込日が「1日~15日」で、責任開始日が「16日~末日」となった場合)、責任開始日における積立利率が申込日における積立利率と異なることがあります。

### 基準指標金利

- 基準指標金利は、指定通貨および運用期間に応じた指標金利の当社が積立利率を設定する日の3 営業日前の日における直前3日(当社が指標金利を取得する3日に限ります。)における平均値と なります。
  - ・指標金利は、運用期間に応じた、日本国債利回りを指定通貨建てに換算したものとなります。この場合、 該当する期間がないときは線形補間により算出するものとします。
  - ・指標金利は、指定通貨に応じて次のとおりとなります。

### 【指定通貨が米ドルの場合】

### 日本国債利回り(米ドル換算)=①-②+③

- ①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(TONAを変動金利とする固定払い)との差
- ②米ドル円の通貨ベーシススワップスプレッド(SOFR/TONA)
- ③米ドル金利スワップレート(SOFRを変動金利とする固定受け)

### 【指定通貨が豪ドルの場合】

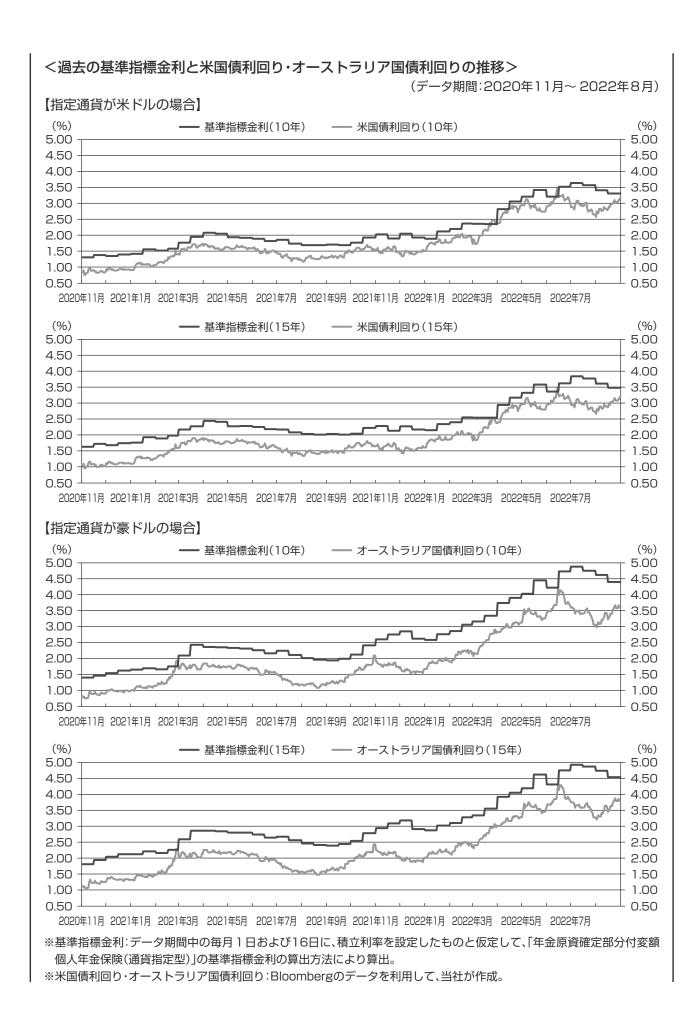
### 日本国債利回り(豪ドル換算)=①-②+③-④+⑤

- ①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(TONAを変動金利とする固定払い)との差
- ②米ドル円の通貨ベーシススワップスプレッド(SOFR/TONA)
- ③豪ドル米ドルの通貨ベーシススワップスプレッド(BBSW/SOFR)
- ④豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーシススワップスプレッド(BBSW/BBSW)
- ⑤豪ドル金利スワップレート(BBSWを変動金利とする固定受け)

### ご参考

### <指標金利にかかわる用語のご説明>

用語	ご説明
国債流通利回り	流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りのことです。
金利スワップレート(固定払い)	変動金利と固定金利を交換する際に支払う固定金利のことです。
豪銀行間6か月・豪銀行間3か月	オーストラリアにおける銀行間取引金利のことで、期間別に表示されます。
ベーシススワップスプレッド	期間の異なる変動金利同士を交換する取引をベーシススワップといいますが、これらの取引は必ずしも等価で交換できるものではなく、スプレッドで調整されます。この調整部分をベーシススワップスプレッドといいます。
通貨ベーシススワップスプレッド	異なる通貨の変動金利同士を交換する取引を通貨ベーシススワップといいますが、これらの取引は必ずしも等価で交換できるものではなく、スプレッドで調整されます。この調整部分を、ベーシススワップスプレッドといいます。
金利スワップレート(固定受け)	変動金利と固定金利を交換する際に受け取る固定金利のことです。
TONA	指標金利の算出に用いる円の変動金利のことで、Tokyo Overnight Average Rate (無担保コールオーバーナイト物金利)の略称です。
SOFR	指標金利の算出に用いる米ドルの変動金利のことで、Secured Overnight Financing Rate (担保付翌日物調達金利)の略称です。
BBSW	指標金利の算出に用いる豪ドルの変動金利のことで、Bank Bill Swap Rate (豪銀行間取引金利)の略称です。





- ・上記の基準指標金利は、過去データに基づいた数値であり、将来の基準指標金利を示唆または保証するものではありません。また、将来の基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りとの相互の関係を示唆または保証するものではなく、基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りとが逆転する可能性もあります。
- ・上記の基準指標金利および米国債利回り・オーストラリア国債利回りは、運用期間10年および15年の数値を示しています。運用期間が相違した場合や同一の期間であったとしてもその参照時期等によっては基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りとが逆転する可能性もあります。
- ※最新の積立利率および基準指標金利については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせいただくか、または、Web サイト(https://www.ca-life.jp/)でご確認ください。
- ※積立利率は、定額部分の積立金に適用する利率であり、一時払保険料全体に適用されるものではありません。
- ※上記の指標金利を積立利率の計算に用いることが適切でなくなったと当社が認めた場合(将来の運用情勢の変化により指標金利が算出されなくなったとき等)には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

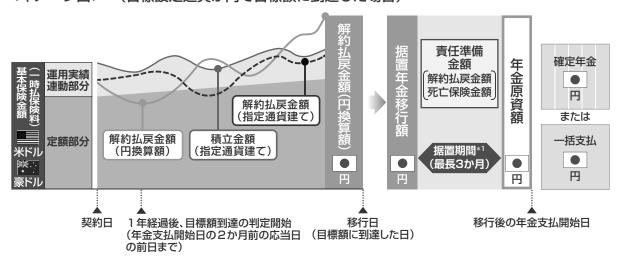
### 目標額到達時年金移行特約(16)

- 目標判定期間中の判定日に、「指定通貨建ての解約払戻金額」または「指定通貨建ての解約払戻金額の円換算額」があらかじめ設定した目標額以上に到達したときに、その日を移行日として主契約を自動的に据置期間付年金に移行します。
- 目標額は、指定通貨建ての判定基準金額に対して指定通貨で設定することも、円建ての判定基準金額に対して円で設定することもできます。
- 円で目標額に到達し、円建ての据置期間付年金に移行した場合、移行後は指定通貨により年金等を 支払うことはありません。



- ・この特約はご契約時のみ付加できます。ご契約時にこの特約を付加していない(目標額を設定していない)場合、ご契約後に付加すること(目標額を設定すること)はできません。また、この特約のみを解約することはできません。
- ・目標判定期間の前後(契約日から契約日の1年後における年単位の契約応当日の前日まで、または年金支払開始日の2か月前の月単位の応当日以後)は、目標額に到達しても据置期間付年金には移行しません。

### <イメージ図> (目標設定通貨が円で目標額に到達した場合)



- \*1 移行日および移行後の年金支払開始日に応じて定まります。移行後の年金支払開始日についてくわしくはP27「据置期間付年金への移行後のお取り扱い」をご覧ください。
- ※上図はイメージ図であり、将来の積立金額および解約払戻金額等を保証するものではありません。

### 1. 目標額の設定

- ・契約時に、目標額を設定していただきます。
- ・目標額は、次の算式により計算します。

目標額 = 判定基準金額 × 目標額指定割合

・目標設定通貨および目標額指定割合は、次の中からご選択いただきます。

目標設定通貨	目標額指定割合
(1)指定通貨	110%、120%、130%、150%、200%
(2)円	(目標設定通貨を「指定通貨および円」とした場合は、通貨ごとに異なる割合を指
(3)指定通貨および円	定できます。)

- ・目標額指定割合は、目標額到達前であれば、選択されている目標額指定割合よりも高い値に変更できます。なお、変更の際は、300%、500%の目標額指定割合もお選びいただけます。
- ・目標額指定割合の変更は、変更の請求書類を当社が受け付けた日\*2の翌営業日から効力を生じます。 \*2 書類に不備がある場合は完備した日。
- ※目標額指定割合の変更の効力発生日前に、変更前の目標額指定割合に基づく目標額に到達していた場合は、その目標額指 定割合の変更はなかったものとみなします。
- ・判定基準金額は、目標設定通貨および主契約の一時払保険料の払込通貨に応じて次のとおりとなります。

目標設定通貨	判定基準金額		
(1)指定通貨	主契約の一時払保険料(基本保険金額) の金額(指定通貨建て)		
	①主契約の一時払保険料を指定通貨(指定通貨が豪ドルの場合は、豪ドルまたは米ドル)により払い込んでいた場合		
(2)円	主契約の一時払保険料(基本保険金額) × 換算基準日における円換算一時払 の金額(指定通貨建て)		
	②主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合		
	円により払い込まれた 一時払保険料の金額		

・円換算一時払保険料額計算用為替レートは、次のとおりとなります。

円換算一時払保険料額計算用為替レート	換算基準日
TTM+50銭	当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日

- ※円換算一時払保険料額計算用為替レートは、2022年10月末時点のものであり、将来変更されることがあります。
- ※円換算一時払保険料額計算用為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。

### <目標額の計算例>

- ・指定通貨:豪ドル
- ・目標設定通貨:指定通貨および円
- ·目標額指定割合:指定通貨130%·円130%
- ・換算基準日における円換算一時払保険料額計算用為替レート: 1豪ドル=90円
- ・保険料円入金特約用為替レート: 1豪ドル=90円
- ・換算基準日における保険料外貨入金特約用為替レート: 1豪ドル=0.8米ドル
  - ①一時払保険料を豪ドルにより払い込んでいた場合(払込金額:10万豪ドル)

目標設定通貨	指定通貨(豪ドル)	円
一時払保険料の金額	10万豪ドル	10万豪ドル
判定基準金額	10万豪ドル	10万豪ドル×90円=900万円
目標額	10万豪ドル×130%=13万豪ドル	900万円×130%=1,170万円

### ②一時払保険料を保険料外貨入金特約を付加して米ドルにより払い込んでいた場合

(払込金額:10万米ドル)

目標設定通貨	指定通貨(豪ドル)	円
一時払保険料の金額	10万米ドル÷0.8米ドル=12万5,000豪ドル	10万米ドル÷0.8米ドル=12万5,000豪ドル
判定基準金額	12万5,000豪ドル	12万5,000豪ドル×90円=1,125万円
目標額	12万5,000豪ドル×130%=16万2,500豪ドル	1,125万円×130%=1,462万5,000円

### ③一時払保険料を保険料円入金特約を付加して円により払い込んでいた場合(払込金額:900万円)

目標設定通貨	指定通貨(豪ドル)	円
一時払保険料の金額	900万円÷90円=10万豪ドル	900万円÷90円=10万豪ドル
判定基準金額	10万豪ドル	900万円
目標額	10万豪ドル×130%=13万豪ドル	900万円×130%=1,170万円

### 2. 目標額到達の判定

- ・目標額到達の判定は、契約日から1年後における年単位の契約応当日から年金支払開始日の2か月前の 月単位の応当日の前日までの期間(目標判定期間)の各日\*3(判定日)に行います。
- ・目標判定期間中の判定日に、「指定通貨建ての解約払戻金額」または「指定通貨建ての解約払戻金額の円換算額」があらかじめ設定した目標額以上に到達したときに、その日を移行日として主契約を自動的に据置期間付年金に移行します。
- ・解約払戻金額の円換算額は、次の算式により計算します。

解約払戻金額の 円換算額 判定日における 解約払戻金額*4(指定通貨建て)	×	換算基準日における 目標額到達判定計算用為替レート
---	---	------------------------------

- \*3 当社の営業日(目標設定通貨が円の場合は、当社の営業日かつ当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場(TTB)を公示している日)とします。
- \*4 市場価格調整を適用して計算した金額となります。また、移行日が契約日から10年未満となる場合は、解約控除がかかります。くわしくはP42「解約払戻金」をご覧ください。
- ・目標額到達判定計算用為替レートは、次のとおりとなります。

目標額到達判定計算用為替レート	換算基準日
米ドル: TTM-1銭	判定日
豪ドル: TTM-3銭	十八七口

- ※目標額到達判定計算用為替レートは、2022年10月末時点のものであり、将来変更されることがあります。
- ※目標額到達判定計算用為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信 買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- ※将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、当社は、目標額到達判定計算用為替レートの下限を変更することがあります。この場合、変更日の1か月以上前に保険契約者にその旨を通知します。
- ・指定通貨および円で目標額を設定した場合で、同一の判定日に指定通貨および円の両方の目標額に到達した場合、円でのみ目標額に到達したものとみなします。

### 3. 据置期間付年金への移行後のお取り扱い

- ・移行日の「指定通貨建ての解約払戻金額」または「指定通貨建ての解約払戻金額の円換算額」が据置年金 移行額となります。移行後は、定額部分と運用実績連動部分に分けての運用を行わず、据置年金移行額を 基にした責任準備金額が移行日における当社の定める率\*5で移行後の年金支払開始日の前日まで据え 置かれます。移行日の翌日から移行後の年金支払開始日の前日までの期間を据置期間といいます。
- ・指定通貨および円で目標額を設定した場合でも、指定通貨または円のいずれかにより据置期間付年金に 移行したときは、移行日の翌日以後は目標額到達の判定は行いません。
- ・移行後のお取り扱いは、次のとおりとなります。

通貨	目標額に到達した通貨(指定通貨または円)
死亡保険金額	被保険者の死亡日の責任準備金額
解約払戻金額	解約に必要な書類を当社が受け付けた日*6の責任準備金額
年金支払開始日	移行日からその日を含めて2か月を経過する日の直後に到来する移行前の年金支払開始日
	の月単位の応当日(月単位の応当日のない月の場合には、その月の末日)*7
年金原資額	移行後の年金支払開始日の前日の責任準備金額

- \*5 据え置かれる際の率については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせいただくか、または、Webサイト (https://www.ca-life.jp/)でご確認ください。
- \*6 書類に不備がある場合は完備した日。
- \*7 移行後の年金支払開始日を変更することはできません。
- ※移行後の年金・死亡保険金のお取り扱いについてはP30「年金・死亡保険金のお支払い」を、解約のお取り扱いについては P46「据置期間付年金への移行後の解約について」をご覧ください。



・移行後の年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合があります。その場合は、年金原資額を保険契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。くわしくはP30「年金としてお取り扱いできない場合」をご覧ください。

【一時払保険料を指定通貨で払い込み、指定通貨建ての据置期間付年金に移行した場合について】

・外国通貨建ての年金原資、解約払戻金等は、円に換算した金額に基づき課税されます。そのため、「お支払時点の為替相場」が「保険料受領日の為替相場」に比べて一定水準以上に変動した場合、税引き後の指定通貨建ての受取金額が指定通貨建ての一時払保険料を下回ることがあります。くわしくはP39「為替リスクについて」およびP54「外国通貨建て保険のお取り扱いについて」をご覧ください。

### 保険料円入金特約

- 指定通貨建ての一時払保険料を円でお払い込みいただくことができます。
  - ・保険契約締結の際、保険契約者のお申し出により付加することができます。
  - ・円建ての払込金額の指定通貨建ての一時払保険料への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適用します。

保険料円入金特約の為替レート	換算基準日
TTM+50銭	当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日

- ※為替レートは、2022年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。
- ※取扱金融機関によっては、この特約をお取り扱いしないことがあります。

### 保険料外貨入金特約(指定通貨が豪ドルの場合のみ)

- 豪ドル建ての一時払保険料を入金用通貨(米ドル)でお払い込みいただくことができます。
  - ・保険契約締結の際、保険契約者のお申し出により付加することができます。
  - ・入金用通貨(米ドル)建ての払込金額の豪ドル建ての一時払保険料への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適用します。

保険料外貨入金特約の為替レート	換算基準日
(豪ドルTTM+25銭)÷(米ドルTTM-25銭)	当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日

- ※為替レートは、2022年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における、入金用通貨(米ドル)の対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を指定通貨(豪ドル)の対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)で除すことによって得られる為替レートを下回ることはありません。
- ※取扱金融機関によっては、この特約をお取り扱いしないことがあります。

### 円支払特約(12)

- 指定通貨建ての解約払戻金、死亡保険金等を円によりお支払いすることができます。
  - ・解約払戻金、死亡保険金、第1回の年金支払、年金の一括支払または死亡一時金の請求の際、その受取人の お申し出により付加することができます。
  - ・この特約により、第1回以降の年金を円によりお支払いする場合は、指定通貨建ての年金原資を一括して 円に転換するものとし、以後の年金はすべて円によるお支払いとなります。年金のお支払い等のお取り扱 い内容は主契約と同様となります。
  - ・この特約によるお支払いする金額の円への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適 用します。

円支払特約(12)の 為替レート	お支払いする金額	換算基準日
	解約払戻金額	解約日
米ドル: TTM-1銭 豪ドル: TTM-3銭	死亡保険金額、死亡一時金額	請求書類を当社が受け付けた日*
	年金、年金の一括支払の支払額	年金支払開始日または請求書類を当社が受け付けた
		日*のいずれか遅い日

- \* 書類に不備がある場合は完備した日。
- ※為替レートは、2022年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日(その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- ※将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、当社は、為替レートの下限を変更することがあります。この場合、保険契約者にその旨を通知します。
- ※この特約の内容については付加日における規定によるため、上記と異なる場合があります。また、将来当社がこの特約を扱っていないときなど、この特約を付加することができない場合もあります。



・年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、年金支払期間中に支払われるべき 年金の合計額が年金原資額に満たない場合があります。その場合は、円による年金のお 支払いをお取り扱いできません。くわしくはP30「年金としてお取り扱いできない場 合」をご覧ください。

### 年金円支払特約

- 指定通貨建ての年金額を各年の年金支払時に円に交換してお支払いすることができます。
  - ・年金の請求の際、年金受取人のお申し出により付加することができます。
  - ・指定通貨建ての年金の円への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適用します。

年金円支払特約の為替レート	換算基準日
米ドル: TTM-1銭 豪ドル: TTM-3銭	年金支払日または請求書類を当社が受け付けた日*のいずれか遅い日

- \* 書類に不備がある場合は完備した日。
- ※為替レートは、2022年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日(その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- ※将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、当社は、為替レートの下限を変更することがあります。この場合、保険契約者にその旨を通知します。
- ※この特約の内容については付加日における規定によるため、上記と異なる場合があります。また、将来当社がこの特約を扱っていないときなど、この特約を付加することができない場合もあります。

# 年金・死亡保険金のお支払い

### 年金のお支払い

### 1. 年金額

- ・年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金原資額は、年金支払開始日前日の積立金額\*です。
  - \* 目標額到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に移行した場合は責任準備金額

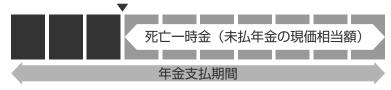


- ・年金を指定通貨でお支払いする場合、当該指定通貨受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が年金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- ・年金額は、ご契約時には確定していません。

### 2. 年金種類と支払方法

- ・年金種類は確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年のいずれか)とし、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているとき、年金を年金受取人にお支払いします。
- ・被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日の前日までの間に死亡した場合は、残りの年金支払期間の未払年金の現価相当額を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。この場合、死亡一時金のお支払いに代えて、残りの年金支払期間中、引き続き年金をお支払いすることもできます。
- ・年金支払期間の未払年金の現価相当額を一括でお支払いすることもできます。この場合、保険契約は一括でお支払いした時に消滅します。
- ・年金支払開始日に一括でお支払いする場合は、年金原資額をお支払いします。

年金支払期間中に死亡した場合



### 3. 後継年金受取人

- ・年金受取人が死亡した場合に、以後の年金受取人になられる方(後継年金受取人)をあらかじめ指定する ことができます。
- ・年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した時に後継年金受取人が指定されていない場合、または後継年金受取人の死亡時以後、後継年金受取人の変更手続きがとられていない間は、次の順位で定まる方を後継年金受取人とします。
  - (1)被保険者
  - (2)被保険者の配偶者
  - (3)年金受取人の法定相続人
- ・後継年金受取人の指定または変更には、被保険者の同意が必要です。
- ・保険契約者による後継年金受取人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。

### 年金としてお取り扱いできない場合

### 1. 第1回の年金額が会社の定める最低金額に満たない場合

・年金額が次の金額に満たない場合は、年金原資額を保険契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。

通貨	最低年金額
米ドル	1,000米ドル
豪ドル	1,000豪ドル
円*1	10万円

\*1 目標額到達時年金移行特約(16)により円建ての据置期間付年金に移行した場合または円支払特約(12)により円建ての年金としてお取り扱いする場合

### 2. 年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合

- ・年金支払開始日\*2の基礎率等(予定利率等)によっては、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額 (以下、「年金支払総額」といいます。)が年金原資額に満たない場合があります。その場合は、年金原資額 を保険契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。
- ・予定利率は、通貨ごとに定まります。
  - \*2 目標額到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に移行した場合は、移行後の年金支払開始日
  - <年金支払総額が年金原資額に満たない場合のイメージ図(年金支払期間5年の例)>



### ご参考 | 年金原資額100,000米ドル、年金管理費用1%\*1の場合の年金額シミュレーション

年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日に適用されている予定利率と年金管理費用\*2により計算します。下表では、例として4つの予定利率ごとの年金額と年金支払総額(年金額×年金支払期間)を示しています。下表の ( ) 箇所は、年金支払総額が年金原資額に満たないため、年金としてお取り扱いできません。

### <年金額例>

年金支払		年金支払開始日に適用	されている予定利率例	
期間	0.01%の場合	0.15%の場合	0.35%の場合	0.55%の場合
5年	19,805.94米ドル	19,861.41米ドル	19,940.61米ドル	20,019.80米ドル
10年	9,905.45米ドル	9,967.90米ドル	10,057.38米ドル	10,147.15米ドル
15年	6,605.28米ドル	6,670.14米ドル	6,763.31米ドル	6,857.09米ドル

### <年金支払総額例>

年金支払	年金支払開始日に適用されている予定利率例			
期間	0.01%の場合	0.15%の場合	0.35%の場合	0.55%の場合
5年	99,029.70米ドル	99,307.05米ドル	99,703.05米ドル	100,099.00米ドル
10年	99,054.50米ドル	99,679.00米ドル	100,573.80米ドル	101,471.50米ドル
15年	99,079.20米ドル	100,052.10米ドル	101,449.65米ドル	102,856.35米ドル

- \*1 年金管理費用は将来変更されることがあります。年金管理費用が上がると年金額が減り、年金管理費用が下がると年金額が増えます。
- \*2 年金支払開始日に適用されている年金管理費用は、年金支払期間を通じて適用されます。
- ※予定利率は、通貨ごとに定まります。
- ※指定通貨が豪ドルの場合は、豪ドルの予定利率が適用されますので、上表を米ドルから豪ドルに読み替えてご参照ください。
- ※次の(1)(2)の場合は、円の予定利率が適用されますので、上表を米ドルから円に読み替えてご参照ください。
  - (1)目標額到達時年金移行特約(16)により円建ての据置期間付年金に移行し、年金額を計算する場合
  - (2)円支払特約(12)を付加し、年金原資を一括して円に転換し、年金額を計算する場合
- ※予定利率は、年金支払開始日および年金支払期間によって異なることがあります。
- ※上表はシミュレーションであり、実際に適用する予定利率を示すものではありません。また、将来の予定利率を示唆また は保証するものではありません。
- ※上表は年金額をわかりやすく説明するためのものであり、端数処理などが実際とは異なることがあります。

### 死亡保険金のお支払い

### 1. 死亡保険金をお支払いする場合

- ・年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- ※責任開始期前または年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金をお支払いできません。

### 2. お支払いする死亡保険金の額

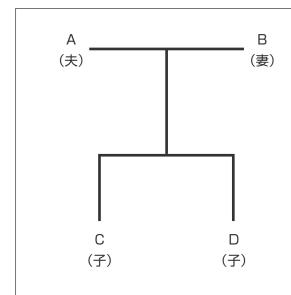
・お支払いする死亡保険金の額は、被保険者が死亡した日に応じて次のとおりとなります。

被保険者が死亡した日	死亡保険金額
運用期間中(契約日から年金支払 開始日の前日まで)	被保険者が死亡した日における次の金額のうち、いずれか大きい額 (1)基本保険金額 (2)積立金額 (3)解約払戻金額
責任開始日から契約日の前日まで	被保険者が死亡した日における基本保険金額
据置期間付年金への移行後の据置 期間中	被保険者が死亡した日における責任準備金額

<sup>※</sup>死亡保険金を指定通貨でお支払いする場合、当該指定通貨受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、 受取人が死亡保険金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって 異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

### 3. 死亡保険金受取人

- 保険契約者に死亡保険金受取人をご指定いただきます。
  - ・死亡保険金は、保険契約者が被保険者の同意を得て指定した死亡保険金受取人にお支払いします。
  - ・死亡保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取割合を指定してください。
- 死亡保険金受取人が死亡した場合は、保険契約者に新たな受取人をご指定いただきます。
  - ・死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに当社へご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
  - ・死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新しい死亡保険金受取人となります。なお、死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。



保険契約者・被保険者:Aさん 死亡保険金受取人:Bさん

・Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさん(保険契約者・被保険者)が 死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険 金受取人となります。

この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社カスタマーサービスセンターまで で連絡ください。

### ■ 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

・保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。

・保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



- ・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたとき は、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当 社は死亡保険金をお支払いしません。

### 死亡保険金等をお支払いできない場合

### 1. 免責事由に該当した場合

- ・次の(1)から(4)に該当した場合は、死亡保険金はお支払いできません。
  - (1)被保険者が、責任開始日からその日を含めて2年以内に自殺した場合
  - (2)死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合
  - (3)保険契約者が、故意に被保険者を死亡させた場合
  - (4)被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合
- ※免責事由に該当し死亡保険金が支払われない場合は、死亡日の積立金(死亡日が契約日前である場合、基本保険金額)を保険契約者にお支払いします。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、死亡日の解約払戻金(その日における積立金額を上限とします。)をお支払いします。また、目標額到達時年金移行特約(16)により据置期間付年金に移行した場合の据置期間中は死亡日の責任準備金をお支払いします。
- ※死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人にお支払いし、支払わない部分の積立金を保険契約者にお支払いします。
- ※被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額、または削減してお支払いします。

### 2. 重大事由により保険契約が解除された場合

- ・次の(1)から(4)に該当した場合は、死亡保険金等はお支払いできません。
  - (1)保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2)この保険契約の死亡保険金等の請求に関し、死亡保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。) があった場合
  - (3)保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められる場合
  - (4)上記(1)(2)(3)の他、当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人に対する信頼を 損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)(2)(3)と同等の重大な事由がある場合
- ※上記の事由が生じた以後に、死亡保険金等の支払事由が生じた場合は、当社は死亡保険金等のお支払いをしません。(上記(3)の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに死亡保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。
  - \*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - \*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、死亡保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

### 3. 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・次に該当した場合は、死亡保険金等はお支払いできません。
- (1)保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約を締結した場合
- (2)保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的 により保険契約を締結した場合
- ※保険契約が取消しまたは無効となった場合、当社は受け取った保険料を払い戻しません。

### 指定代理請求特約

- 年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された指定 代理請求人が年金受取人の代理人として、当社の承諾を得て年金・死亡一時金を請求することができます。
  - ・この特約は、年金支払開始日前は保険契約者からの、年金支払開始日以後は年金受取人からのお申し出に より付加することができます。
  - ・指定代理請求人は、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定した1名とします。

代理請求できる場合	指定代理請求人の範囲
・年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない次のい	・指定代理請求人は1名とし、次のいずれかに該当
ずれかの事情がある場合、指定代理請求人が年金・死	する必要があります。
亡一時金を請求できます。	①年金受取人の戸籍上の配偶者
①傷害または疾病により、年金・死亡一時金の請求を	②年金受取人の直系血族
行う意思表示が困難であると当社が認めた場合	③年金受取人の3親等内の親族
②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合	

- ・保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。年金支払開始日以後は 年金受取人が指定代理請求人を変更することができます。
- ・保険契約者による指定代理請求人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。
- ・年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合または年金受取人が変更された場合は、その年金受取 人についての指定代理請求人の指定は無効となります。
- 指定代理請求人が年金・死亡一時金を請求できない場合は、年金受取人の配偶者が、当社の承諾を得て請求することができます。
  - ・年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない所定の事情がある場合で、かつ指定代理請求人が次のいずれかに該当するときは、年金受取人の配偶者\*が、当社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金・死亡一時金を請求することができます。
    - (1)請求時においてすでに死亡している場合
    - (2)請求時において指定代理請求人の範囲外である場合
    - (3)指定されていない場合
    - (4)次の①または②に該当する場合
      - ①傷害または疾病により、年金·死亡一時金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合
    - \* 戸籍上の配偶者とします。戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が上記(4)①または②に該当する場合には、年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族とします。



・指定代理請求人から請求があり年金等をお支払いした場合、その後重複してその年金等をご請求されてもお支払いしません。

### ■ 特約の解約

- ・保険契約者は年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ・年金受取人は年金支払開始日以後、将来に向かって、この特約を解約することができます。

## 特別勘定について

## 特別勘定

- この保険では、運用実績連動部分における資産運用の成果により、積立金額、解約払戻金額、死亡保 険金額、および将来の年金原資額が変動(増減)するため、他の保険種類の資産とは区分して資産の 管理・運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産と は独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は高い収益性も期待できますが、一方で有価証券の価格や為替の変動等による投資リスクもあります。したがって、資産運用の成果によっては、積立金額や解約払戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、保険契約者に損失が生じるおそれがあります。
- 特別勘定における資産運用の成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者(生命保険募集人等)が保険契約者に対し何らかの補償・補てんをすることはありません。
- 保険契約者は、特別勘定の運用方針についての指図は一切できません。
- 特別勘定についてくわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

### 投資リスク

- 特別勘定は主に有価証券で運用されるため、各特別勘定のユニットプライス(単位価格)は、主として投資先の有価証券の運用実績を反映します。
- この保険の特別勘定における資産運用には主に次のようなリスクがあります。

リスク	内容
	実質的に株価指数先物、債券先物、リート指数等を投資対象とするため、関連する市場の
価格変動リスク	価格変動により指数連動債価格が下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能
	性があります。
	一般的に金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。
金利変動リスク	実質的に債券先物を投資対象とするため、金利が上昇することにより指数連動債価格が
	下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、指数連動債価格が下落し、運用実績連動部分の積立金額が減
荷官支助リスク	少する可能性があります。
信用リスク	指数連動債券の発行体、取引相手先等の経営状態や信用状態等が悪化することにより指
旧用リスク	数連動債価格が下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。
カントリーリスク	発行体や取引所が属する国の政治・経済・社会情勢等の変化により指数連動債価格が下落
カンドリーリスク	し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。

■ 特別勘定の投資リスクの詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。



・特別勘定における資産運用のリスクは、保険契約者に帰属します。

### 運用実績連動部分の積立金額の計算例

- 各特別勘定における保険契約の運用実績連動部分の積立金額は、「ユニットプライス(単位価格)」 と「ユニット数(口数)」で把握します。
  - ※ユニットプライスとユニット数は、実際は小数点以下8桁まで管理しますが、ここではそのうちユニットプライスにおいては小数点以下が「0」であったと仮定して表示を省略しています。(「99」は実際には「99.0000000」となります。)

#### <運用実績連動部分の積立金額の計算例>

【6月1日に100,000米ドルで申し込み・当社が一時払保険料相当額を受領、6月5日に当社が承諾し契約が成立、6月8日に運用実績連動部分の当初積立金額を特別勘定に繰り入れ、6月9日から特別勘定による運用を開始した例】

(運用実績連動部分の当初積立金額(特別勘定への繰入額)が10,000米ドル(定額部分の当初積立金額が90,000米ドル)、運用実績連動部分の保険関係費用が年率1.85%①の場合)

	6月1日	6月8日	6月9日
日付	(申込日·責任開始日)	(特別勘定繰入日=契約日)	(特別勘定の運用開始日)
一時払保険料相当額	100,000米ドル	_	_
基本保険金額	100,000米ドル	100,000米ドル	100,000米ドル
特別勘定への繰入額	_	10,000米ドル②	_
ユニットプライス(仮定)	_	1003	996
ユニット数	_	100□④	99.99493151□⑦
運用実績連動部分の積立金額	_	10,000米ドル⑤	9,899.50米ドル⑧

#### ■ 特別勘定への繰入時のユニット数の計算

・特別勘定への繰入額を特別勘定繰入日のユニットプライスで除してユニット数を計算します。

繰入時のユニット数 = 繰入額 ÷ ユニットプライス

= 10,000米ドル② ÷ 100③

= 100**□**(4)

#### ■ 特別勘定の運用実績の運用実績連動部分の積立金額への反映

- ・運用実績連動部分の積立金額は、運用実績に応じて日々変動するユニットプライスに当日のユニット数を乗じて計算されます。
- ・6月9日(当日)のユニット数は、6月8日(前日)のユニット数から当日の保険関係費用相当額ユニット 数を差し引いて算出します。

当日のユニット数 = 前日のユニット数-(前日のユニット数×保険関係費用(年率)÷365)

 $= 100 \square 4 - (100 \square 4 \times 1.85\% 1) \div 365$ 

= 99.99493151□⑦

当日の運用実績連動部分の積立金額 = 当日のユニット数×当日のユニットプライス

 $= 99.99493151 \square 7 \times 996$ 

= 9.899.50米ドル®

・ユニット数は保険関係費用を控除することにより日々減少します。そのため、下表く運用開始日以後の運用実績連動部分の積立金額の推移例>の『6月9日と6月10日』、『6月15日と6月16日』のように、同じユニットプライスであった場合でも、ユニット数の減少により積立金額は減少します。

#### <運用開始日以後の運用実績連動部分の積立金額の推移例>

※上記<運用実績連動部分の積立金額の計算例>と同じご契約の場合

日付	ユニットプライス(仮定)	ユニット数	運用実績連動部分の積立金額
6月9日	99	99.99493151□	9,899.50米ドル
6月10日	99	99.98986327🗆	9,899.00米ドル
6月11日	97	99.98479529□	9,698.53米ドル
6月12日	98	99.97972757🗆	9,798.01米ドル
6月13日	100	99.97466010□	9,997.47米ドル
6月14日	103	99.96959289口	10,296.87米ドル
6月15日	102	99.96452594□	10,196.38米ドル
6月16日	102	99.95945924□	10,195.86米ドル



・ユニットプライスは、運用実績連動部分の積立金額の伸びを示すものではありません。 (運用実績連動部分の積立金額は、ユニットプライスにユニット数を乗じて計算されま す。)

### 特別勘定グループ

- 当社は、1 または2以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして定め、1 または2以上の特別勘定グループを設けます。
- 保険契約者が選択することができる特別勘定は、ご契約した保険の特別勘定グループに設定されている特別勘定、および、今後当社が利用を認める特別勘定に限定されます。

### 特別勘定の運用方針

■ 特別勘定の運用にあたっては生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守するとともに、資産の着実な成長と中長期的視点に立った収益の獲得を目指します。特別勘定の運用にあたっては特別勘定ごとに定める運用方針に合致した有価証券等を主な投資対象とします。

特別勘定と各特別勘定で投資する有価証券等は当社が定めます。また当社の判断により変更することがあります。

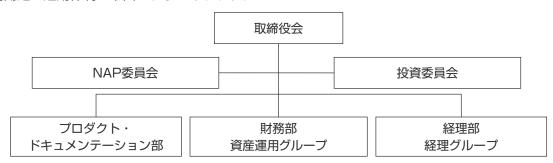
なお、特別勘定は、保険契約の異動等に備え一定の預金等も保有します。

■ 特別勘定の種類と、その運用方針の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

## 特別勘定の運用体制と評価方法

#### 1. 特別勘定の運用体制

・特別勘定の運用体制は下図のようになります。



- ・NAP委員会は、特別勘定の設定・変更・廃止の決議を行います。
- ・プロダクト・ドキュメンテーション部は特別勘定の選定業務を担当します。
- ・投資委員会は、特別勘定の投資対象の選定・変更・廃止の決議を行います。
- ・財務部資産運用グループは、特別勘定の投資対象の選定、評価、モニタリング業務ならびに投資対象の取引、ユニットプライス算出等の特別勘定の管理運営業務を担当します。
- ・経理部経理グループは、投資対象の資金決済業務等を担当します。
- ・当社運用体制は今後予告なく変更する場合があります。
- ※NAP委員会は「新商品・新規業務に関する委員会」の通称です。

2022年10月末現在

#### 2. 特別勘定資産の評価方法

- ・特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果が運用実績連動部分の積立金額に反映されます。
- ・特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法は今後変更されることがあります。
  - (1)有価証券は時価評価します。
  - (2)(1)以外の資産は原価法によって評価します。
  - (3)デリバティブ取引により生じる正味の債権や債務は時価評価し、評価損益を計上します。

## 特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取り扱いについて

- 次の突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、 正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間(以下、 「取引停止期間」といいます。)中のお取り扱いは下表のとおりです。
  - (1)天災または戦争その他の変乱等
  - (2)特別勘定資産に関係する金融機関または資産運用会社に生じた次のいずれかの事態
    - ①取引停止
    - ②倒産
    - ③著しい信用状況の悪化
  - (3)特別勘定資産に関係する国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
  - (4)証券取引所等における取引の停止
  - (5)外国為替取引の停止
  - (6)金融機関における決済機能の停止
  - (7) その他上記(1)から(6) に準じるやむを得ない事情

項目	取引停止期間中のお取り扱い
保険契約の申し込み等	<ul><li>・保険契約の申し込みの受け付けおよび一時払保険料の払い込みの受け付けは行いません。</li><li>・すでに保険契約の申し込みの受け付けおよび一時払保険料の払い込みの受け付けが行われていた場合は、すべてなかったものとして取り扱い、払込金を返還します。</li><li>・すでに成立した保険契約についても、特別勘定への繰入が行えない場合は同様に取り扱います。</li></ul>
保険契約の解約	<ul><li>・解約の手続を延期し、正常な評価ができるようになった日の翌営業日を解約日とみなして取り扱います。</li><li>・保険契約者は、正常な評価ができるようになった日までに解約の中止を申し出ることができます。この場合は、解約の請求がなかったものとして取り扱います。</li></ul>
年金の支払い	<ul><li>・取引停止直前の積立金を基に計算した積立金額に基づき、年金額を計算して支払います。</li><li>・正常な評価ができるようになった日の積立金額により計算した年金額が上記で支払った年金額を上回る場合は、その差額を加えた額が年金額であったとみなして取り扱い、その差額を支払います。</li></ul>
死亡保険金の支払い	<ul><li>・取引停止直前の積立金を基に積立金額を計算し、死亡保険金額を判定して支払います。</li><li>・正常な評価ができるようになった日の積立金額により判定した死亡保険金額が上記で支払った死亡保険金額を上回る場合は、その差額を加えた額が死亡保険金額であったとみなして取り扱い、その差額を支払います。</li></ul>
目標額到達時年金移行 特約(16)の目標額到 達の判定	・目標額到達の判定を行いません。

※当社は、上記の保険契約の申し込み等、解約、年金の支払い、死亡保険金の支払い、目標額到達時年金移行特約(16)の目標額到達の判定のお取り扱いに該当する保険契約者、年金受取人または死亡保険金受取人に通知します。



・上記のお取り扱いを行う場合および上記のお取り扱いを終了する場合には、当社Webサイト(https://www.ca-life.jp/)へ掲載します。

# 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型) 米ドル・豪ドルプラン17Hのリスクおよびお客さまにご負担いただく費用

## この保険のリスクについて

#### 1. 運用実績連動部分における投資リスクについて

・この保険の運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。特別勘定は、国内外の株式、債券、国内のリート等を実質的に投資対象とするため、運用実績が積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、年金原資額の増減につながります。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

#### <主な投資リスク>

リスク	内容
価格変動リスク	実質的に株価指数先物、債券先物、リート指数等を投資対象とするため、関連する市場の価格変動により指数連動債価格が下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。
金利変動リスク	一般的に金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。 実質的に債券先物を投資対象とするため、金利が上昇することにより指数連動債価 格が下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、指数連動債価格が下落し、運用実績連動部分の積立金額 が減少する可能性があります。
信用リスク	指数連動債券の発行体、取引相手先等の経営状態や信用状態等が悪化することにより指数連動債価格が下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。
カントリーリスク	発行体や取引所が属する国の政治・経済・社会情勢等の変化により指数連動債価格が 下落し、運用実績連動部分の積立金額が減少する可能性があります。

#### 2. 解約する場合等におけるリスクについて

・この保険の定額部分は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券等)の価値の変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。この保険の解約払戻金額は、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」と特別勘定の運用実績に基づき増減する「運用実績連動部分の積立金額」の合計額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

#### 3. 為替リスクについて

・この保険は、外国通貨建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した金額が、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した解約払戻金、年金、死亡保険金等の金額を下回る場合や、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料の金額を下回り損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

#### ※為替リスクの例(米ドルの場合)

外貨購入時				外貨売	記却時
10万米ドル				10万	米ドル
1米ドル=100円 1,000万円			▶円安〔	1米ドル=110円	1,100万円
		$\vdash$	▶円高(	1米ドル=90円	900万円

## お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「運用関係費用」「年金管理費用」となります。また、「解約控除」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

※この保険には、ご契約時に必要な費用(契約初期費用)はありません。

#### 1. 運用期間中に必要な費用

(1)定額部分における費用

項目	費用およびご負担いただく時期
保険関係費用	積立利率を定める際に、あらかじめ保険関係費率を控除しており
	ます。積立利率は、基準指標金利に最大1.0%を増減させた範囲内
ご契約の締結・維持寺に必要な賃用ならびに死亡保険金を指定通貨建てで最低保証するために必要な費用等です。	で当社が定めた利率から、保険関係費率を差し引いた利率としま
	す。保険関係費率は、契約日、運用期間および指定通貨等によって
	異なることがあるため、一律には記載できません。

#### (2)運用実績連動部分における費用

項目	費用	ご負担いただく時期			
保険関係費用		左記の年率を乗じた金額の			
ご契約の締結・維持等に必要な費用なら	運用実績連動部分の積立金額に	1/365を、運用実績連動部分			
びに死亡保険金を指定通貨建てで最低保	対して年率1.85%	の積立金額から毎日控除しま			
証するために必要な費用等です。		す。			
	お客さまが間接的に負担する費	用として、指数連動債券関連費用			
	があります。指数連動債券関連費	用とは、指数連動債の発行体であ			
	る特別目的会社にかかる費用、連動指数の計算・公表に伴う費用お				
	よび情報使用料にかかる費用の	合計で、特別勘定が主な投資対象			
	とする指数連動債の連動指数のリターンが計算される際に下記の				
運用関係費用	費用が控除されます。				
特別勘定の運用にかかる費用です。	<2023年2月28日以前>年率1.88%* <sup>1</sup>				
付別倒足の連用にかかる資用です。	<2023年3月1日以後>年率1.70%*2				
	上記以外にも、連動指数の各構成要素に配分する際に必要となる				
	取引費用(実質的に金融派生商品等を売買・保有することに伴う費				
	用)が生じますが、運用環境等により変動することから、費用の発				
	生前に金額や割合を確定するこ	とが困難であり、表示することが			
	できません。				

- \*1 年率1.88%には情報使用料にかかるフランスの付加価値税20%を含んでおり、税率は将来変更される可能性があります。
- \*2 2023年3月1日以後、「為替アクティブ戦略」の運用ルール変更に伴い運用関係費用が変更となります。「為替アクティブ戦略」および運用ルール変更についてくわしくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」をご覧ください。

#### 2. 年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用 年金のお支払いや管理等に必要な費用です。	支払年金額に対して 1%	左記の割合を乗じた金額を、年 1回の年金支払日に控除しま す。

<sup>※「</sup>年金管理費用」は年金支払開始日に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は、2022年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

<sup>※</sup>年金原資を一括でお支払いする場合、「年金管理費用」はかかりません。

#### 3. 解約または据置期間付年金への移行に必要な費用

・解約日または据置期間付年金への移行日が契約日から10年未満となる場合、解約控除がかかります。

項目	費用	ご負担いただく時期	
解約控除	基本保険金額に経過年数に応じ	解約日または据置期間付年金へ	
解約または据置期間付年金に移行する	た下表の解約控除率を乗じた金	の移行日に積立金額から控除し	
場合に必要な費用です。	額	ます。	

#### <解約控除率>

契約日から	1 左土洪	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上
の経過年数	1 千木海	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

<sup>※</sup>解約払戻金についてくわしくはP42「解約払戻金」をご覧ください。

#### 4. 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- ・一時払保険料を外国通貨でお払い込みいただく際は銀行への振込手数料等の手数料をご負担いただく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- ・年金等の受取人が年金等を外国通貨でお受け取りになる際には手数料をご負担いただく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- ・次の場合、下表の当社所定の為替レートと通貨ごとのTTM(対顧客電信相場仲値)\*3の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。
  - \*3 TTM(対顧客電信相場仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。
  - (1)保険料円入金特約を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
  - (2)【指定通貨が豪ドルの場合】保険料外貨入金特約を付加し、一時払保険料を米ドルでお払い込みいただく場合
  - (3)目標額到達時年金移行特約(16)により、円建ての据置期間付年金に移行する場合
  - (4)円支払特約(12)を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
  - (5)年金円支払特約を付加し、年金を円でお支払いする場合

当社所定の為替レート				
(1)保険料円入金特約の為替レート	受領日*4のTTM+50銭			
(2)保険料外貨入金特約の為替レート	受領日*4の {(豪ドルTTM+25銭)÷(米ドルTTM-25銭)}			
(3)目標額到達時年金移行特約(16)に より、円建ての据置期間付年金に移行 する場合の目標額到達判定計算用為 替レート	米ドル:換算基準日のTTM-1銭 豪ドル:換算基準日のTTM-3銭			
(4)円支払特約(12)の為替レート				
(5)年金円支払特約の為替レート				

<sup>\*4</sup> 受領日とは、お払い込みいただいた一時払保険料(相当額)を当社が受け取った日のことです。

<sup>※</sup>上記費用は2022年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

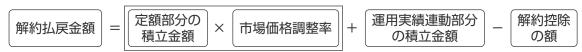
## 保険契約の解約

### 解約

- 年金支払開始日前であれば、保険契約を解約することができます。
  - ・保険契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
  - ・解約の請求書類を当社が受け付けた日\*の翌営業日を解約日とし、解約日の翌日から解約の効力が生じます。
    - \* 書類に不備がある場合は完備した日。
  - ※この保険では、一部解約のお取り扱いはありません。

### 解約払戻金

- 保険契約を解約した場合には、解約払戻金をお支払いします。
- 解約払戻金額は、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」\*¹と特別勘定の運用実績に基づき日々増減する「運用実績連動部分の積立金額」の合計額から解約控除の額を差し引いた金額となります。
  - ・解約払戻金額は、解約日\*2末における定額部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額に基づき、次の 算式により計算します。



「定額部分の積立金額に 市場価格調整率を適用して計算される金額!

- \*1「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」のイメージについてはP21「定額部分と運用実績連動部分」をご覧ください。
- \*2 死亡保険金額の判定に際しては死亡日、目標額到達時年金移行特約(16)による目標額到達の判定に用いる解約払戻金額の計算に際しては移行日。
- ※「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は、年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額(基本保険金額と同額)を上回ることはありません。
- ※解約日が契約日前である場合は、市場価格調整および解約控除は行いません。解約払戻金額はお払い込みいただいた一時 払保険料と同額となり、お払い込みいただいた通貨でお支払いします。

#### 1. 市場価格調整について

- ・運用期間中に保険契約を解約した場合、解約払戻金額を計算する際に、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を定額部分の積立金額に反映させます。その結果、解約時の市場金利により、解約払戻金額が変動(増減)します。
- ・市場価格調整率は、次の算式により計算します。

- \*3 死亡保険金額の判定に際しては死亡日、目標額到達時年金移行特約(16)による目標額到達の判定に用いる解約払 戻金額の計算に際しては移行日。
- \*4 解約日に一時払保険料を受け取り、契約時と同じ指定通貨で、この保険契約の残存年数(解約日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの年数。1年未満の端数日があるときは、切り上げ)を運用期間とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用されることになる積立利率の計算の基準となる基準指標金利。
- \*5 解約日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの月数(1か月未満の端数日があるときは、切り上げ)。
- ※「解約日に適用される調整用基準指標金利」が、「定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」よりも上昇または 0.1%未満の低下の場合、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は、その時点の定額部分の積立金額より減少します。逆に、「解約日に適用される調整用基準指標金利」が、「定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」よりも0.1%超の低下の場合は、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は、その時点の定額部分の積立金額より増加します。(0.1%の低下の場合は、その時点の定額部分の積立金額と同額となります。)
- ※市場価格調整率の計算にあたっては、「基準指標金利」を用います(「積立利率」ではありません)。「基準指標金利」についてくわしくはP23「基準指標金利」をご覧ください。

#### <市場価格調整率の算式における係数(0.1%)の影響について>

- ・解約日に適用される調整用基準指標金利を設定する時期と解約日との間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率の算式において、当社所定の係数(0.1%)を設定しています。(解約日に適用される調整用基準指標金利を設定する時期について、くわしくはP22「積立利率」およびP23「基準指標金利」をご覧ください。)
- ・このため、ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利と解約日に適用される調整用 基準指標金利が同一であっても、解約日の定額部分の積立金額に対して、解約日から年金支払開始日 の前日までの残存年数に応じた一定率が控除されます。(定額部分の積立金額は減少します。)

#### 【解約日の定額部分の積立金額から控除される率(控除率)の例】

下表は、当社所定の係数(0.1%)の影響について、金利水準の違いによる差や残存年数による推移等を イメージいただくために、ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利と解約日に適用 される調整用基準指標金利が同一の場合の控除率を試算したものです。

#### ①運用期間が10年の場合

残存	ご契約の定額部	分に適用されてい	る積立利率の基準	指標金利と解約日	に適用される調整	用基準指標金利
年数	4.50%の場合	3.50%の場合	2.50%の場合	2.40%の場合	1.50%の場合	0.50%の場合
10年	0.9520%	0.9611%	0.9704%	0.9714%	0.9800%	0.9897%
9年	0.8572%	0.8654%	0.8738%	0.8747%	0.8824%	0.8911%
8年	0.7623%	0.7696%	0.7771%	0.7779%	0.7847%	0.7925%
7年	0.6673%	0.6738%	0.6803%	0.6810%	0.6870%	0.6938%
6年	0.5723%	0.5778%	0.5834%	0.5840%	0.5891%	0.5950%
5年	0.4771%	0.4817%	0.4864%	0.4869%	0.4912%	0.4961%
4年	0.3819%	0.3856%	0.3893%	0.3897%	0.3932%	0.3971%
3年	0.2866%	0.2893%	0.2922%	0.2924%	0.2950%	0.2980%
2年	0.1912%	0.1930%	0.1949%	0.1951%	0.1968%	0.1988%
1年	0.0957%	0.0966%	0.0975%	0.0976%	0.0985%	0.0995%

#### ②運用期間が15年の場合

残存	ご契約の定額部	分に適用されてい	る積立利率の基準	指標金利と解約日	に適用される調整	用基準指標金利
年数	4.50%の場合	3.50%の場合	2.50%の場合	2.40%の場合	1.50%の場合	0.50%の場合
15年	1.4245%	1.4382%	1.4521%	1.4535%	1.4663%	1.4808%
14年	1.3302%	1.3430%	1.3560%	1.3573%	1.3692%	1.3827%
13年	1.2358%	1.2476%	1.2597%	1.2609%	1.2720%	1.2846%
12年	1.1413%	1.1522%	1.1634%	1.1645%	1.1748%	1.1864%
11年	1.0467%	1.0567%	1.0670%	1.0680%	1.0774%	1.0881%
10年	0.9520%	0.9611%	0.9704%	0.9714%	0.9800%	0.9897%
9年	0.8572%	0.8654%	0.8738%	0.8747%	0.8824%	0.8911%
8年	0.7623%	0.7696%	0.7771%	0.7779%	0.7847%	0.7925%
7年	0.6673%	0.6738%	0.6803%	0.6810%	0.6870%	0.6938%
6年	0.5723%	0.5778%	0.5834%	0.5840%	0.5891%	0.5950%
5年	0.4771%	0.4817%	0.4864%	0.4869%	0.4912%	0.4961%
4年	0.3819%	0.3856%	0.3893%	0.3897%	0.3932%	0.3971%
3年	0.2866%	0.2893%	0.2922%	0.2924%	0.2950%	0.2980%
2年	0.1912%	0.1930%	0.1949%	0.1951%	0.1968%	0.1988%
1年	0.0957%	0.0966%	0.0975%	0.0976%	0.0985%	0.0995%

<sup>※</sup>残存年数は、1年未満の端数日は年単位に切り上げます。(例えば、9年1日の場合の残存年数は10年となります。)

<sup>※</sup>例示の金利は、当社所定の係数(0.1%)の影響をわかりやすく説明するための仮の数値であり、実際に適用される金利を示すものではありません。

<sup>※</sup>この例表の数値は小数点第5位を切り上げているため、実際の数値と異なることがあります。

### <市場価格調整率の例>(運用期間15年・ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標 金利が2.50%の場合)

				市場価村	各調整率					
経過年数	残存 年数	ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利に対する 解約日に適用される調整用基準指標金利の変動幅								
十女人	(参考)	2.00%上昇	1.00%上昇	同水準 (2.50%)	0.10%低下	1.00%低下	2.00%低下			
1日	15年	73.77%	85.20%	98.55%	100.00%	114.14%	132.40%			
1年	14年	75.15%	86.04%	98.64%	100.00%	113.22%	130.15%			
3年	12年	78.27%	87.90%	98.83%	100.00%	111.25%	125.37%			
5年	10年	81.51%	89.80%	99.02%	100.00%	109.30%	120.76%			
10年	5年	90.20%	94.72%	99.51%	100.00%	104.59%	109.98%			
15年	_	99.83%	99.91%	99.99%	100.00%	100.07%	100.16%			

- ※市場価格調整率が100%超の場合、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は定額部分の 積立金額より増加します。(ただし、年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額(基本保険金額と同額)を上回 ることはありません。)
- ※市場価格調整率が100%未満の場合、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は定額部分 の積立金額より減少します。
- ※市場価格調整率が100%の場合、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は定額部分の積 立金額と同額となります。
- ※市場価格調整率は、上表の経過年数が1日の場合は契約日を解約日とした場合の率を、1年から15年の場合は年単位 の契約応当日の前日を解約日とした場合の率を例示しています。
- ※例示の「ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利に対する解約日に適用される調整用基準指標金 利の変動幅」は、上限または下限を示すものではありません。
- ※この例表の数値は四捨五入しているため、実際の数値と異なることがあります。

#### <「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」の計算例>

(指定通貨米ドルの場合)

- ・以下はそれぞれ「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」が定額部分の積 立金額より減少する場合と増加する場合の計算例です。いずれも5年(60か月)目の契約応当日の前 日に計算したものとします。
- (1)「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」(①)が定額部分の積立金額よ り減少する例
  - ・解約日における定額部分の積立金額(②)

100.000米ドル

・ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利(③) 2.50%

・解約日に適用される調整用基準指標金利(4)

3.50%

· 残存月数(⑤)

121か月

市場価格調整率 = 
$$\left(\frac{1+3}{1+4+0.1\%}\right)^{\frac{6}{12}}$$
 =  $\left(\frac{1+2.50\%}{1+3.50\%+0.1\%}\right)^{\frac{121}{12}}$  = 89.80%……⑥ = ② × ⑥ = 100,000 米ドル × 89.80% = 89.800 米ドル

「ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」<「解約日に適用される調整用 基準指標金利+0.1% のため、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される 金額」は定額部分の積立金額より減少します。

## (2)「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」(①)が定額部分の積立金額より増加する例

・解約日における定額部分の積立金額(②) 100.000米ドル

・ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利(③) 2.50%

・解約日に適用される調整用基準指標金利(④)・残存月数(⑤)1.50%1.50%

市場価格調整率 
$$= \left( \frac{1 + 3}{1 + 4 + 0.1\%} \right)^{\frac{6}{12}}$$
$$= \left( \frac{1 + 2.50\%}{1 + 1.50\% + 0.1\%} \right)^{\frac{121}{12}}$$

= 109.30%.....6

①**の**金額 = ② × ⑥

= 100,000 米ドル × 109.30%

= 109,300 米ドル

「ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」>「解約日に適用される調整用 基準指標金利+0.1%」のため、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される 金額」は定額部分の積立金額より増加します。

※上記の計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、数値や端数処理などが実際とは異なることがあります。

#### 2. 解約控除について

- ・解約日\*6が契約日から10年未満となる場合、解約控除がかかります。
- ・解約控除の額は、解約日\*6における基本保険金額および解約控除率に基づき、次の算式により計算します。

\*6 死亡保険金額の判定に際しては死亡日、目標額到達時年金移行特約(16)による目標額到達の判定に用いる解約払 戻金額の計算に際しては移行日。

#### <解約控除率>

契約日から	1 年土洪	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上
の経過年数	1 午不凋	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

<解約払戻金額の計算例>(指定通貨米ドル・運用期間15年・ご契約の定額部分に適用されている積立 利率の基準指標金利2.50%・基本保険金額100,000米ドルの場合の例)

※ご契約の定額部分に適用されている積立利率が0.50%である前提で計算しています。

#### 【特別勘定の運用実績が年率10.0%のとき】

V I O W J EW		3     10.070							
	積立金額(米ドル)			解約払戻金	:額(米ドル)				
経過 年数		ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利に対する 解約日に適用される調整用基準指標金利の変動幅							
<b>+</b> #X		2.00%上昇	1.00%上昇	同水準 (2.50%)	0.10%低下	1.00%低下	2.00%低下		
1日*7	100,001	67,662	78,271	90,653	92,001	99,208	99,208		
1年	101,184	70,015	80,168	91,912	93,184	99,929	99,929		
3年	103,784	76,913	85,986	96,281	97,384	103,194	103,194		
5年	106,743	84,349	92,235	101,013	101,943	106,809	106,809		
10年	116,233	105,879	110,282	114,951	115,433	117,896	117,896		
15年	130,110	129,942	130,021	130,102	130,110	130,110	130,110		

#### 【特別勘定の運用実績が年率0.0%のとき】

				解約払戻金	額(米ドル)					
経過年数	積立金額 (米ドル)	ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利に対する 解約日に適用される調整用基準指標金利の変動幅								
十致(木ヤル)		2.00%上昇	1.00%上昇	同水準 (2.50%)	0.10%低下	1.00%低下	2.00%低下			
1日*7	100,001	67,662	78,271	90,653	92,001	99,208	99,208			
1年	100,463	69,294	79,447	91,192	92,463	99,208	99,208			
3年	101,398	74,527	83,600	93,895	94,998	100,808	100,808			
5年	102,343	79,948	87,835	96,612	97,543	102,408	102,408			
10年	104,745	94,390	98,793	103,463	103,945	106,408	106,408			
15年	107,208	107,039	107,119	107,200	107,208	107,208	107,208			

#### 【特別勘定の運用実績が年率-10.0%のとき】

E 10001E0M										
				解約払戻金	額(米ドル)					
経過年数	積立金額(米ドル)	ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利に対する 解約日に適用される調整用基準指標金利の変動幅								
<b>-</b>		2.00%上昇	1.00%上昇	同水準 (2.50%)	0.10%低下	1.00%低下	2.00%低下			
1日*7	100,001	67,662	78,271	90,653	92,001	99,208	99,208			
1年	99,743	68,573	78,726	90,471	91,743	98,487	98,487			
3年	99,445	72,573	81,647	91,942	93,045	98,854	98,854			
5年	99,391	76,996	84,883	93,660	94,591	99,456	99,456			
10年	100,050	89,695	94,098	98,768	99,250	101,713	101,713			
15年	101,484	101,315	101,395	101,476	101,484	101,484	101,484			

- ※この例表の数値は、例示の特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、将来のお支払いを約束するものではありません。
- ※例示の特別勘定の運用実績は、運用実績連動部分にかかる保険関係費用および運用関係費用(P40をご覧ください。) を控除した後の数値です。
- ※例示の「ご契約の定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利に対する解約日に適用される調整用基準指標金利の変動幅」および「特別勘定の運用実績」は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約払戻金額が例示の金額を下回る場合があります。
- ※積立金額および解約払戻金額は、上表の経過年数が1日\*7の場合は契約日末を解約日\*6末として計算した金額を、1年から15年の場合は年単位の契約応当日の前日を解約日\*6末として計算した金額を例示しています。また、解約払戻金額は、「定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」と「運用実績連動部分の積立金額」の合計額から解約控除の額(=基本保険金額×経過年数に応じた解約控除率)を差し引いて計算しています。
- ※例示の積立金額および解約払戻金額は、1米ドル未満切り捨てにより表示しています。
- \*7 ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。(P9をご参照ください。)

## 据置期間付年金への移行後の解約について

- 目標額到達時年金移行特約(16)を付加して目標額に到達し据置期間付年金に移行した後の据置期間中に保険契約を解約する場合、解約の請求書類を当社が受け付けた日\*を解約日とし、解約日の翌日から解約の効力が生じます。
  - \* 書類に不備がある場合は完備した日。
- この場合の解約払戻金額は、解約日における責任準備金額となります。(解約払戻金額の計算に際して市場価格調整および解約控除は行いません。)

## 解約のご請求方法

- 解約を希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 解約に必要な書類を当社が受け付けた日の翌営業日(目標額到達時年金移行特約(16)により据 置期間付年金に移行した場合の据置期間中は、解約に必要な書類を当社が受け付けた日)が、解約 日となります。
- 解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。



・この保険の定額部分は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券等)の価値の変動を解約 払戻金額に反映させます(市場価格調整)。この保険の解約払戻金額は、「定額部分の積立 金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」と特別勘定の運用実績に基づき増減 する「運用実績連動部分の積立金額」の合計額から解約控除の額を差し引いた金額とな ります。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがありま す。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

## 契約内容の変更

次の契約内容の変更等を希望される場合には、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。お手続方法をご案内いたします。

- ・保険契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券・年金証書をご用意ください。
- ・海外に長期間滞在される場合は、その旨をご連絡ください。

#### 1. 契約内容にかかわる変更

- ・年金支払期間の変更
- ・目標額到達時年金移行特約(16)の目標額指定割合の変更

#### 2. 権利者にかかわる変更

- ・保険契約者の変更
- ・死亡保険金受取人の変更
- ・年金受取人の変更
- ・後継年金受取人の変更
- ・指定代理請求特約の指定代理請求人の変更

#### 3. その他の変更等

- ・住所・電話番号等の変更
- ・職業等の変更
- ・保険証券・年金証書の再発行



- ・ご契約時に定めた指定通貨、運用期間、目標設定通貨は、ご契約後に変更することはできません。
- ・ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまとのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

## 年金・保険金等の請求手続

## 年金の請求

- 年金のお支払いを開始する前に、当社からご案内を送付します。
  - ・年金支払開始前に、当社から年金のお支払いに関するご案内とご請求に必要な書類を送付します。
  - ・年金のご請求に必要な書類は、上記ご案内送付の際にお知らせする提出期限内に必ずご提出ください。提出期限を過ぎてご提出いただいた場合、第1回の年金のお支払いが遅れることがあります。
- 第1回の年金は、年金支払開始日以後、手続完了後にお支払いします。
  - ・所定の請求書類をご提出いただいた場合、第1回の年金(年金支払開始の際に年金を一括でお支払いする場合を含みます。)は、年金支払開始日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。年金支払開始日当日にはお支払いできませんのでご注意ください。
  - ・ただし、年金支払開始日までに所定の請求書類が当社に到着していない場合や、到着した書類に不備があり年金支払開始日までに完備されなかった場合には、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 年金証書は第1回年金をお支払いする際に送付します。
  - ・第1回年金をお支払いする際、当社は年金証書を年金受取人に送付します。ただし、年金支払開始の際に 年金を一括でお支払いする場合は、年金証書は送付しません。
- 第2回目以後の年金は、原則として毎年の年金支払日にお支払いします。
  - ・第2回目以後の年金は、毎年の年金支払日(年金支払開始日の毎年の応当日)にお支払いします。



・ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまとのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

・年金を指定通貨でお支払いする場合、当該指定通貨受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が年金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

## 死亡保険金、死亡一時金の請求

- 被保険者がお亡くなりになった場合は、ただちにご連絡ください。
  - ・被保険者がお亡くなりになった場合は、ただちに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 死亡保険金、死亡一時金のご請求に必要な書類を送付します。
- 死亡保険金、死亡一時金は、お支払いできることが確定した後にお支払いします。
  - ・死亡保険金、死亡一時金は、当社にてご提出いただいた書類の内容を確認し、保険契約の約款に基づきお 支払いできることが確定した後にお支払いします。
  - ・死亡保険金、死亡一時金は、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の 翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
  - ・ただし、お支払いの可否の判断にあたって、受取人、医療機関、調査機関等へ確認を行ったとき等、お支払 いまでに日数がかかる場合があります。



・死亡保険金等を指定通貨でお支払いする場合、当該指定通貨受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が死亡保険金等をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

### 年金・保険金等のお支払期限について

■ 年金・保険金等のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日\*の翌日から、その日を含めて5営業日以内に年金・保険金等をお支払いします。ただし、年金・保険金等をお支払いするために確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとします。

年金·保険金等 ①支払事由発生の有無の確認が必要な場合 請求書類が当社に到着した日\* をお支払いする ②免責事由に該当する可能性がある場合 お支払 の翌日からその日を含めて45 ために確認が必 ③重大事由、詐欺または不法取得目的に該 期限 日以内にお支払いします。 要な場合 当する可能性がある場合 a. 医療機関または医師に対する照会のう 請求書類が当社に到着した日\* お支払 ち、照会先の指定する書面等の方法に の翌日からその日を含めて60 期限 限定される照会が必要な場合 日以内にお支払いします。 b. 弁護十法に基づく照会その他の法令に 基づく照会が必要な場合 c. 研究機関等の専門機関による医学また は工学等の科学技術的な特別の調査、 上記①~③の確 分析または鑑定が必要な場合 認を行うために d. 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取 特別な照会や調 請求書類が当社に到着した日\* 人、年金受取人または後継年金受取人 お支払 査が必要な場合 の翌日からその日を含めて を被疑者として、捜査、起訴その他の刑 期限 180日以内にお支払いします。 事手続が開始されたことが報道等で明

\* 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

対する照会が必要な場合 e. 日本国外における調査が必要な場合

らかである場合における、送致、起訴、 判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に



・年金・保険金等をお支払いするための上記の確認等に際し、保険契約者、被保険者、年金・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・保険金等をお支払いしません。

## 時効による請求権の消滅

- 年金・保険金等を請求する権利は、3年を経過すると消滅します。
  - ・年金、死亡一時金、死亡保険金または解約払戻金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかにお手続きくださいますようお願いします。

## 年金・保険金等のご請求に関して訴訟となった場合のお取り扱い

■ この保険契約における年金、死亡一時金、死亡保険金または解約払戻金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険契約者もしくは年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人(年金、死亡一時金または死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 被保険者による保険契約者への解約の請求

- 被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。
  - (1)保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
  - (2)死亡保険金受取人がこの保険契約に基づく死亡保険金の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
  - (3)上記(1)(2)の他、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約 の存続を困難とする重大な事由がある場合
  - (4)保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## 死亡保険金受取人による保険契約の存続

## 差押債権者、破産管財人等による解約について

■ 保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合は除きます。

## 死亡保険金受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次のすべてを満たす死亡保険金受取人は保険契約を存続させることができます。
  - (1)保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2)保険契約者でないこと
- 死亡保険金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から 1 か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。
  - (1)保険契約者の同意を得ること
  - (2)解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を 債権者等に対して支払うこと
  - (3)上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

## 国際制裁先に関する対応

■ 当社は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金のお支払いその他の利益の提供が、国際連合の安全保障理事会、日本、欧州連合、フランス、米国(とりわけ、米国財務省外国資産管理局(OFAC)や国務省が発令する措置)、その他制裁を発動する権限を有する機関により、発動・執行・強制される経済・金融・通商的制裁を課す法令・措置(個人・法人との通商禁止、資産・経済的資源の凍結・制限、あるいは特定の財産・領土に関するいかなる制裁・措置を含む)に違反する場合は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金のお支払いその他の一切の利益の提供を行いません。

## 各種手続のための請求書類

- 所定の書類に必要事項をご記入のうえご提出ください。当社にてご提出いただいた書類の内容を確認させていただきます。
- 死亡証明書や戸籍関係書類等、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用については、お客さまのご 負担となります。
- 当社にてご提出いただいた書類の内容を確認した後で、あらためて他の書類のご提出をお願いすることがあります。

### <年金・保険金等の請求>

項目	当社所定 の請求書	被保険者 の住民票	受取人の 戸籍抄本	受取人の 印鑑証明書	死亡 証明書	保険証券	年金証書
・年金の請求 (一括支払を含みます)	0	_*1	0	0	_	_	_*2
・死亡一時金の請求 (年金の継続支払を含みま す)	0	_*1	0	0	_*3	_	0
・死亡保険金の請求	0	O*1	0	0	○*3	0	_

#### <指定代理請求等による年金等の代理請求>

項目	年金等の請求に 必要な書類	指定代理請求人 または代理人の 住民票	指定代理請求人 または代理人の 戸籍抄本	指定代理請求人 または代理人の 印鑑証明書	年金受取人、 指定代理請求人 または代理人の 健康保険証の写し
・指定代理請求等による 年金等の代理請求	0	0	0	0	0

#### <契約内容の変更>

項目	当社所定の請求書	保険契約者の 印鑑証明書	保険証券	法律上有効な遺言 (写し)
・年金支払期間の変更	0	0	0	_
・保険契約者の変更				
・通知による死亡保険金	0	0	0	_
受取人の変更				
・遺言による死亡保険金				
受取人の変更		_		
・通知による年金受取人				
の変更		<u></u> *4	<u></u> *5	_
・通知による後継年金受				
取人の変更				
・遺言による年金受取人				
の変更		_	*5	
・遺言による後継年金受				
取人の変更				
・目標額指定割合の変更	0	0		
・指定代理請求人の指定		<u></u> *4	<u></u> *5	
または変更				

#### <解約>

項目	当社所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書	保険証券
・解約	0	0	$\circ$

#### <死亡保険金受取人による保険契約の存続手続き>

項目	当社所定の請求書	死亡保険金受取人 の戸籍抄本	死亡保険金受取人 の印鑑証明書	債権者等に支払うべき金 額を支払ったことを証す る書類
・死亡保険金受取人によ る保険契約の存続	0	0	0	0

- \*1 当社が必要と認めた場合は、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本をご提出いただくことがあります。
- \*2 第1回の年金のお支払いの際には年金証書ではなく保険証券が必要です。
- \*3 当社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書の提出をもって、死亡証明書とします。
- \*4 年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書となります。
- \*5 年金支払開始日以後は年金証書となります。
- ※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。くわしくは当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



・年金・保険金等のお支払いを請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間 行使しないときには消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかにお手続 きをお願いします。

## 生命保険と税金



- ・税務については、2022年10月末現在の税法・税務取扱に基づく一般的なものです。将来的に 税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取扱については、税理士等の専門家または所 轄の税務署等にご確認ください。
- ・2013年から2037年までの各年分の所得税にかかる基準所得税額には、復興特別所得税が 課されます。

## 外国通貨建て保険のお取り扱いについて

■ この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、次の基準により外国通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様に取り扱われています。

	対象	円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料	I	保険料受領日	TTM
可加木灰作	f		(対顧客電信相場仲値)
	   所得税の対象となる年金	年金支払日	TTM
年金	州特代の対象となる平立 	十並又払口	(対顧客電信相場仲値)
<del>                                    </del>	相続税・贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権	TTB
	竹が恍・暗子恍の対象となる中立文和惟	確定日	(対顧客電信買相場)
  解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約日	TTM
所小刀口大亚	がは、一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ガキホン [二	(対顧客電信相場仲値)
	   所得税の対象となるもの		TTM
死亡保険金		死亡保険金の	(対顧客電信相場仲値)
76に 体験並	相続税・贈与税の対象となるもの	支払事由発生日	TTB
	作売売では一つでの対象となるもの		(対顧客電信買相場)

- ※保険料円入金特約を付加した場合、一時払保険料は円でお払い込みいただいた金額が基準となります。
- ※保険料外貨入金特約を付加した場合、一時払保険料は米ドルでお払い込みいただいた金額を円に換算した金額が基準となります。
- ※円支払特約(12)、年金円支払特約または目標額到達時年金移行特約(16)を付加した場合で、当社が年金、解約払戻金、 死亡保険金等を円でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が基準となります。



・外国通貨でお支払いする年金、解約払戻金等に源泉徴収税額が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算し、その税額を再度外国通貨に換算して年金額、解約払戻金額等から差し引きます。そのため、「お支払時点の為替相場」が「保険料受領日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外国通貨でお支払いする税引き後の年金の支払総額、解約払戻金額等が、一時払保険料(外国通貨)を下回ることがあります。

## 生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。
  - ・その年の生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、保険料は一時払のため、ご契約の年(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。一時払契約は12月末までのお払い込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。なお、個人年金保険料控除の対象とはなりません。
  - ・年金受取人および死亡保険金受取人が保険契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。



- ・この保険は個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- ・保険料は一時払のため、ご契約の年(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。一時払契約は12月末までのお払い込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。
- 生命保険料控除をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。
  - ・生命保険料控除をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。
  - ・この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付してご利用ください。

## 解約の差益にかかる税金

■ 差益は所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
確定年金	源泉分離課税(所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税

## 年金にかかる税金

左 公 平 印 ↓	契約例			お今の廷哲	=×4m
年金受取人	保険契約者	被保険者	年金受取人	税金の種類	詳細
保険契約者	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+	毎年の年金受取時に所得税(雑所得)およ
本人の場合	の場合 本人 配偶者 本人 住民税		住民税	び住民税が課税されます。	
保険契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時: 贈与税 年金受取時: 所得税(雑所得) +住民税	年金支払開始日に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。 また、毎年の年金受取時に贈与税の課税対象とされなかった部分について所得税(雑所得)および住民税が課税されます。

## 年金支払開始時における年金の一括受取にかかる税金

年金受取人	契約例			左令孫叛	契約日から年金支払開始日までの年数	
中立文以入 ————————————————————————————————————	保険契約者	被保険者	年金受取人	· 年金種類	5年以内	5年超
保険契約者本人 の場合	本人	本人	本人	確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得)
	本人	配偶者	本人	唯化十立	(所得税+住民税)	+住民税
保険契約者以外 の場合	本人	配偶者	配偶者	確定年金	年金支払開始時に年金受給権の権利評価額 に対して、贈与税が課税されます。	

## 死亡保険金にかかる税金

契約内容		契約例	税金の種類	
关利的各	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	1九並り怪棋
保険契約者と被保険者が同一 人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡保険金受取人が保険契約 者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
保険契約者・被保険者・死亡保 険金受取人がそれぞれ異なる 場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

## 情報提供とサービス

保険契約者にさまざまな方法で情報提供を行います。

方 法

郵送

内容

■保険契約者に毎年2回契約内容等についてお知らせします。

送付物内容ご契約状況のお知らせ<br/>・過去 1 年間の定額部分と運用実績連動部分の積立金額の推移<br/>・・場別勘定の運用報告書<br/>・特別勘定の運用方針<br/>・・特別勘定の運用方針・特別勘定の運用方針

■目標額到達時年金移行特約(16)が付加されている場合、解約払戻金額が目標額に到達したときに、据置期間付年金に移行後の契約内容についてお知らせします。

#### 目標額到達のご案内

目標額に到達した場合に、到達した日の翌日から5営業日以内に発送いたします。

- ・目標額
- ·目標額到達日(据置期間付年金移行日)
- ·据置年金移行額
- ・据置期間付年金移行後の契約内容、解約払戻金(責任準備金) 等

のものです。送付内容、 時期等が予告なく変更 となる場合もあります のでご了承ください。

※記載されている内容は

2022年12月末現在



■クレディ·アグリコル生命「インターネット·サービス」にご登録いただくと、契約内容等をご照会いただけます。

#### Webサイト

## https://www.ca-life.jp/

※インターネット・サービスの登録は、契約後に送付される保険証券に同封の「仮ユーザーID・仮パスワード通知書」を使用して、当社Webサイトからお申し込みください。



■情報提供サービスでご不明な点やその他契約内容・お支払い等に対するご質問、苦情・相談については、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命 カスタマーサービスセンター | 0120-60-1221

受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)

※当社所定の主な諸利率等については、上記カスタマーサービスセンターにお問い合わせいただくか、または、Webサイトでご確認ください。



・ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまとのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

# 約 款

年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)普通保険約款…	P.58 ~	71
目標額到達時年金移行特約条項(16)	P.72 ~	74
指定代理請求特約条項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P.75 ~	76
保険料円入金特約条項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P.77	
保険料外貨入金特約条項	P.78	
円支払特約条項(12)	P.79 ~	80
年金円支払特約条項	P.81	

## 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)普通保険約款 目次

この保険の内	容
--------	---

この保険の内容		
1. 用語の意義	第1条	(用語の意義)
2. 通貨	第2条	(通貨)
3. 特別勘定	第3条	(特別勘定)
	第4条	(特別勘定の種類)
	第5条	(特別勘定の指定)
	第6条	(特別勘定の廃止に伴う積立金の移転)
4. 積立利率	第7条	(積立利率)
5. 責任開始期	第8条	(会社の責任開始期および契約日)
	第9条	(保険証券)
6. 保険料の払込	第10条	(保険料の払込)
7. 年金の支払	第11条	(年金の種類)
	第12条	(年金額)
	第13条	(年金または死亡一時金の支払)
	第14条	(年金の継続支払)
	第15条	(年金受取人)
	第16条	(後継年金受取人)
	第17条	(年金証書)
	第18条	(年金の一括支払)
8. 死亡保険金の支払		(死亡保険金額)
	第20条	(死亡保険金の支払)
9. 年金、死亡一時金または死亡保険金		(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)
の請求、支払時期および支払場所	第22条	(年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)
10. 詐欺による取消しおよび不法取得	第23条	(詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)
目的による無効		
11. 重大事由による解除	第24条	(重大事由による解除)
12. 年金支払期間の変更	第25条	(年金支払期間の変更)
13. 解約および解約払戻金	第26条	(解約)
	第27条	(解約払戻金)
	第28条	(死亡保険金受取人による保険契約の存続)
14. 年金受取人、後継年金受取人または	第29条	(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)
死亡保険金受取人の変更		(遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更)
		(年金受取人または後継年金受取人の死亡)
		(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)
		(遺言による死亡保険金受取人の変更)
		(死亡保険金受取人の死亡)
15. 保険契約者の変更		(保険契約者の変更)
16. 保険契約者、年金受取人、後継年金	第36条	(保険契約者、年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表
受取人または死亡保険金受取人の		者)
代表者	Anto-	/ h_ (th = 1 Mm)
17. 年齢の計算、年齢または性別の誤り		(年齢の計算)
の処理		(年齢または性別の誤りの処理)
18. 保険契約者の住所の変更		(保険契約者の住所の変更)
19. 契約者配当		(契約者配当)
20. 時効	第41条	(時効)
21. 管轄裁判所	第42条	(管轄裁判所)
22. 特別勘定資産の正常な評価ができ	第43条	(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)
ない場合の取扱		
23. 国際制裁先に関する対応	第44条	(国際制裁先に関する対応)
別主 1 建伏津箱		

別表 1 請求書類

別表2 定額部分の当初積立金額

別表3 運用実績連動部分の当初積立金額

別表4 指標金利 別表5 解約払戻金

### 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)普通保険約款

#### この保険の内容

1. この保険は、指定通貨、年金原資保証率、特別勘定および運用期間ごとに積立利率を設定し、積立金が積立利率により増加する定額部分と積立金が特別勘定の運用実績により増減する運用実績連動部分に分けて運用し、運用期間満了時に定額部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額にもとづき年金額を定める仕組の保険料一時払の個人年金保険であって、次の給付を主な内容とするものです。なお、定額部分の運用期間満了時の積立金額は、保険契約の締結の際に定まります。

#### (1)年金および死亡一時金

年金の種類	給付内容				
確定年金	年金	年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者が生存している限り支払いま			
		す。			
	死亡一時金	被保険者が年金支払期間中に死亡したときは、残存年金支払期間中の未払年金			
		の現価相当額を支払います。			

#### (2)死亡保険金

被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

この保険の通貨は、円、米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランドドルのいずれかとします。

#### 1. 用語の意義

#### 第1条(用語の意義)

この保険契約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) [基本保険金額]

「基本保険金額」とは、積立金額の運用実績にかかわらず、死亡保険金が最低保証される額をいい、一時払保険料と同額とします。

(2)「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(3)「年金支払日

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払 開始日の年単位の応当日をいいます。

(4)「運用期間」

「運用期間」とは、契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

(5) 年金原資

「年金原資」とは、年金支払開始日の前日における積立金で将来の年金を支払うために必要な原資のことをいいます。

(6) [定額部分]

「定額部分」とは、運用期間中、一時払保険料または一時払保険料に相当する金額を会社が受け取った日における第7条(積立利率)に定める積立利率を適用し、その部分の運用期間満了日末の積立金額が、基本保険金額に年金原資保証率を乗じた金額と同額となる部分をいいます。

(7)「運用実績連動部分」

「運用実績連動部分」とは、運用期間中、第3条(特別勘定)に定める特別勘定で運用し、その部分の積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

(8)「年金原資保証率」

「年金原資保証率」とは、基本保険金額に対する運用期間満了日末に保証される積立金額の率のことをいい、保 険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金原資保証率を指定するものとします。

(9) 「積立金 | および 「積立金額 |

「積立金」とは、この保険契約の定額部分として積み立てた部分および第3条(特別勘定)に定める特別勘定資産のうちこの保険契約の運用実績連動部分にかかわる部分を合計したもののことをいい、「積立金額」は、定額部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額の合計額とします。

(10) 「定額部分の積立金額」

「定額部分の積立金額」とは、別表2に定める算式により計算される「定額部分の当初積立金額」を、この保険契約に適用される第7条(積立利率)に定める積立利率および経過年月日数にもとづき会社の定める方法により計算する金額をいいます。

(11)「運用実績連動部分の積立金額」

「運用実績連動部分の積立金額」とは、別表3に定める算式により計算される「運用実績連動部分の当初積立

金額」を、第3条(特別勘定)に定める特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額をいいます。

#### 2. 通貨

#### 第2条(通貨)

- 1. この保険における通貨は、円、米ドル(アメリカ合衆国通貨のことをいいます。)、ユーロ(欧州単一通貨のことをいいます。)、豪ドル(オーストラリア通貨のことをいいます。)またはニュージーランドドル(ニュージーランド通貨のことをいいます。)のいずれか一つとします。
- 2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で通貨を指定するものとします。(以下、指定した通貨を 「指定通貨」といいます。)

#### 3. 特別勘定

#### 第3条(特別勘定)

- 1. 会社は、年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)契約の運用実績連動部分の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法にもとづいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産(以下、「特別勘定資産」といいます。)を、毎日会社の定める評価方法により評価します。
- 2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、この保険契約に割り当て、その特別勘定に属する会社が指定した種類以外の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
- 3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。
- 4. 年金支払開始日以後は、特別勘定による運用は行いません。

#### 第4条(特別勘定の種類)

- 1. 特別勘定の種類は、会社が別に定める範囲内の種類とします。
- 2. 会社は、1または2以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして定め、1または2以上の特別勘定グループを 設けます。
- 3. 保険契約者は、契約した特別勘定グループに含まれない特別勘定について、第5条(特別勘定の指定)の規定による特別勘定の指定はできません。

#### 第5条(特別勘定の指定)

- 1. 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険料のうち運用実績連動部分の当初積立金額を繰り入れるべき特別勘定を1つ指定することを要します。
- 2. 保険契約者は、前項の規定により指定した特別勘定を変更することはできません。

#### 第6条(特別勘定の廃止に伴う積立金の移転)

- 1. 会社は、将来特別勘定資産が著しく減少し、効率的な運用が困難となったときなど特別な事情がある場合、特別勘定を廃止することがあります。
- 2. 特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日の1か月以上前に保険契約者に次の各号に定める事項を 通知します。
  - (1)廃止する特別勘定の名称とその廃止する日
  - (2)廃止する特別勘定の積立金を移転する先の会社が指定する特別勘定
- 3. 会社は、特別勘定を廃止する日に、廃止される特別勘定の積立金を前項の規定により保険契約者に通知した会社の指定する特別勘定に移転します。
- 4. 本条の規定により積立金の移転を行ったときは、保険契約者に通知します。

#### 4. 積立利率

#### 第7条(積立利率)

- 1. 積立利率は、指定通貨、年金原資保証率、特別勘定および運用期間ごとに設定するもので、運用期間に応じた指標金利の会社所定の期間における平均値(以下、「基準指標金利」といいます。)に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、会社の定める保険関係費率を差し引いた利率とします。
- 2. 指標金利は別表4により定まるものとします。ただし、会社は、将来の運用情勢の変化により指標金利が算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど指標金利を積立利率の計算に用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 5. 責任開始期

#### 第8条(会社の責任開始期および契約日)

- 1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
  - (1)保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
    - 一時払保険料を受け取った時
  - (2)一時払保険料に相当する金額(以下、「一時払保険料相当額」といいます。)を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
    - 一時払保険料相当額を受け取った時
- 2. 会社は、一時払保険料のうち運用実績連動部分の当初積立金額を、次の各号のいずれか遅い日(以下、「特別勘定繰入日」といいます。)末に特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。
  - (1)前項の規定により会社の責任が開始される日(以下、「責任開始日」といいます。)
  - (2)会社が保険契約の申込を承諾した日
  - (3)保険契約の申込日からその日を含めて8日目
- 3. 特別勘定繰入日を契約日とし、保険期間は、契約日からその日を含めて計算します。
- 4. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

#### 第9条(保険証券)

- 1. 第8条(会社の責任開始期および契約日)第4項に規定する保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1)会社名
  - (2)保険契約者の氏名または名称
  - (3)被保険者の氏名
  - (4)死亡保険金受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
  - (5)指定通貨
  - (6)年金支払開始日および年金支払期間
  - (7)基本保険金額
  - (8)死亡保険金額
  - (9)保険料およびその払込方法
  - (10)契約日
  - (11)保険証券を作成した年月日
- 2. 前項の保険証券は、保険契約の締結時に限り発行します。

#### 6. 保険料の払込

#### 第10条(保険料の払込)

この保険契約の保険料払込方法は一時払のみとし、保険契約者は、会社の指定する金融機関等の口座に払い込むことを要します。

#### 7. 年金の支払

#### 第11条(年金の種類)

この保険契約の年金の種類は確定年金とします。

#### 第12条(年金額)

- 1. 年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額(以下、「年金原資額」といいます。)にもとづき、年金支払開始日における会社の定める率により計算します。
- 2. 次の各号の場合には、会社は、年金の支払を行わず、年金原資額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
  - (1)第1回の年金額が会社の定める最低金額に満たないとき
  - (2)年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき

#### 第13条(年金または死亡―時金の支払)

- 1. 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に応じて年金または死亡一時金をその受取人に支払います。
- 2. 前項の年金または死亡一時金ならびにそれぞれに対応する支払事由、支払額および受取人は次のとおりです。

名 称		支 払 事 由	支 払 額	受取人
確定年金	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存し	第12条(年金額)に定め	年
		ているとき	る年金額	金
	死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の	残存年金支払期間中の未	金受取
		最終の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	払年金の現価相当額	人

- 3. 年金受取人が被保険者で、前2項の規定により死亡一時金を支払う場合には、第16条(後継年金受取人)に規定する後継年金受取人に支払います。
- 4. 前3項の規定にかかわらず、すでに第18条(年金の一括支払)の規定による年金の一括支払がなされている場合には、死亡一時金は支払いません。
- 5. 被保険者が死亡したことにより第2項に定める死亡一時金が支払われた場合には、保険契約は消滅します。ただし、 第14条(年金の継続支払)の規定により、年金を継続して支払うときを除きます。

#### 第14条(年金の継続支払)

第13条(年金または死亡一時金の支払)の規定により被保険者が死亡した場合に死亡一時金を支払うときは、年金受取人はその支払に代えて年金の継続支払を請求することができます。この場合、会社は、年金支払開始日以後の年金支払期間中の最終の年金支払日までの間に支払うべき年金を引き続き支払い、最終の年金の支払と同時に保険契約は消滅します。

#### 第15条(年金受取人)

- 1. この保険契約において、年金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を保険契約者とすることができます。
- 2. 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

#### 第16条(後継年金受取人)

- 1. 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者(以下、「後継年金受取人」といいます。)を指定することができます。
- 2. 保険契約者による後継年金受取人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。
- 3. 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。(以後、後継年金受取人が年金受取人になるものとします。)
- 4. 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないときは、会社は、次の各号の者を後継年金 受取人として、前項の取扱をします。
  - (1)被保険者
  - (2)前号に該当する者がいない場合
    - 被保険者の配偶者
  - (3)第1号または前号に該当する者がいない場合
    - 年金受取人の法定相続人
- 5. 前2項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取 人としての取扱を受けることができません。
- 6. 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、その承継の際、被保険者の同意(承継前において年金受取人と被保険者が同じ場合を除きます。)を得て、新たに、後継年金受取人を指定することができます。

#### 第17条(年金証書)

会社は第1回の年金を支払う際に、年金証書を年金受取人に発行します。

#### 第18条(年金の一括支払)

- 1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、別表1に定める書類を会社に提出して将来の年金の支払に代えて、残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額(年金支払開始日に一括支払をする場合は年金原資額と同額)を請求することができます。
- 2. 年金の一括支払が行われたときは、保険契約は消滅します。

#### 8. 死亡保険金の支払

#### 第19条(死亡保険金額)

- 1. 死亡保険金の額は、被保険者の死亡した日(以下、「死亡日」といいます。)における次の各号のうち、いずれか大きい額とします。
  - (1)積立金額
  - (2)基本保険金額
  - (3)解約払戻金額
- 2. 死亡日が契約日前である場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金の額は死亡日における基本保険金額とします。 第20条(死亡保険金の支払)
- 1. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。
- 2. 前項の死亡保険金ならびにそれに対応する支払事由、支払額、受取人および免責事由は次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
	被保険者が、年金支		死	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき
死	払開始日前に死亡し	額)に定める死亡保険		(1)責任開始日からその日を含めて2年以内
一	たとき	金の額	険	の自殺
保険金			]保険金受取	(2)死亡保険金受取人の故意
金			<b>室</b>	(3)保険契約者の故意
			人	(4)戦争その他の変乱

- 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- 4. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金を保険契約者に支払います。
- 5. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額支払い、または削減して支払います。
- 6. 免責事由に該当して死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険契約者に死亡日の積立金(死亡日が特別勘定 繰入日前である場合、基本保険金額)を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、死 亡日の解約払戻金(ただし、その日における積立金額を上限とします。)を支払います。

### 9. 年金、死亡一時金または死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

#### 第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)

- 1. 年金、死亡一時金または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2. 支払事由が生じた年金、死亡一時金または死亡保険金の受取人は、すみやかに別表1に定める書類を会社に提出してその支払を請求してください。

#### 第22条(年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)

- 1. 年金、死亡一時金または死亡保険金(以下、本条において「死亡保険金等」といいます。)は、第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。
- 2. 死亡保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金等を支払うべき期限は、第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。この場合、会社は、死亡保険金等を請求した者に通知します。
  - (1)死亡保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合被保険者の生存または死亡の事実の有無
  - (2)死亡保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合 死亡保険金の支払事由が発生した原因
  - (3)この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前号に定める事項、第24条(重大事由による解除)第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保 険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人もしくは後継年金受取人の保険契約締結の目的もしくは 死亡保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までにおける事実
- 3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡保険金等を支払うべき期限は、第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は、死亡保険金等を請求した者に通知します。
  - (1)前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2)前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3)前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (4)前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5)前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金等を支払いません。

#### 10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

#### 第23条(詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

- 1. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- 2. 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### 11. 重大事由による解除

#### 第24条(重大事由による解除)

- 1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1)保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2)この保険契約の年金、死亡一時金または死亡保険金(以下、本条において「死亡保険金等」といいます。)の請求に関し、死亡保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3)保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④死亡保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4)会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 会社は、死亡保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金等(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が死亡保険金等の受取人のみであり、その死亡保険金等の受取人が死亡保険金等の一部の受取人であるときは、死亡保険金等のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金等をいいます。以下、本項について同じ。)を支払いません。なお、この場合に、すでに死亡保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。また、前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑥までに該当した者が年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に該当する部分を解除するものとします。
- 3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、保険契約者に対して通知します。ただし、保険契約者が不明であるか、もしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由により保険契約者に通知できないときには、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人に通知します。
- 4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合の払戻金の額は、被保険者が死亡した場合は死亡日の、それ以外の場合は会社が解除の通知を発信した日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金の額(ただし、その日における積立金額を上限とします。また、年金支払開始日以後は、年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額とします。)とします。
- 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金等を支払わないときまたは保険契約の一部を解除したときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金等に対応する部分または保険契約の一部を解除される部分に対応する部分につ

いては前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

#### 12. 年金支払期間の変更

#### 第25条(年金支払期間の変更)

- 1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- 2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。
- 3. 年金支払期間の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

#### 13. 解約および解約払戻金

#### 第26条(解約)

- 1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2. 保険契約者が本条の解約を請求するときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。保険契約の解約は、解約の書類を会社が受け付けた日の翌営業日(以下、「解約日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。

#### 第27条(解約払戻金)

- 1. 解約払戻金の額は、解約日末の定額部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額にもとづき、別表5に定める算式により計算される金額とします。ただし、解約日が契約日前の場合は、解約払戻金の額は基本保険金額と同額とします。
- 2. 解約払戻金は、別表 1 に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5 営業日以内に会社の本社で支払います。

#### 第28条(死亡保険金受取人による保険契約の存続)

- 1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1)保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2)保険契約者でないこと
- 3. 前項の通知をするときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。
- 4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。
- 5. 第1項の解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合には、前項までの規定は適用しません。

#### 14. 年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の変更

#### 第29条(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)

- 1. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
- 2. 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。ただし、年金支払開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限るものとします。
- 3. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- 4. 保険契約者が第1項または前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券または年金証書に表示します。
- 5. 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金または死亡ー時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金受取人または後継年金受取人からその年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### 第30条(遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更)

- 1. 第29条(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
- 2. 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。ただし、年金支払開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限るものとします。

- 3. 第1項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 4. 第29条(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。
- 5. 前項の後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 6. 第1項による年金受取人の変更または第4項による後継年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7. 前項の通知をするときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券または年金証書に表示します。

#### 第31条(年金受取人または後継年金受取人の死亡)

- 1. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。
- 2. 年金支払開始日以後、後継年金受取人が死亡したときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人として取り扱います。この場合、第16条(後継年金受取人)第5項および第6項の規定を適用します。
  - (1)被保険者
  - (2)前号に該当する者がいない場合 被保険者の配偶者
  - (3)第1号または前号に該当する者がいない場合 年金受取人の法定相続人
- 3. 第1項または前項第3号の規定により年金受取人または後継年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に 法定相続人がいないときは、第1項または前項第3号の規定により年金受取人または後継年金受取人となった者 のうち生存している他の年金受取人または後継年金受取人を年金受取人または後継年金受取人とします。
- 4. 本条の規定により年金受取人または後継年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### 第32条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2. 保険契約者が前項の通知をするときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
- 3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### 第33条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 第32条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、 これを会社に対抗することができません。
- 4. 前項の通知をするときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

#### 第34条(死亡保険金受取人の死亡)

- 1. 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 2. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### 15. 保険契約者の変更

#### 第35条(保険契約者の変更)

- 1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、別表 1 に定める書類を会社に提出してください。
- 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

#### 16. 保険契約者、年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表者

#### 第36条(保険契約者、年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表者)

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代

表者1人を定めてください。

- 2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、保険契約について会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じるものとします。
- 3. 保険契約者が2人以上いるときは、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。
- 4. 第1項および第2項の規定は年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人が2人以上いる場合において 準用します。

#### 17. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

#### 第37条(年齢の計算)

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

#### 第38条(年齢または性別の誤りの処理)

- 1. 保険契約申込書(会社所定の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。)による場合を含みます。以下、本条において同じ。)に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおりとします。
  - (1)誤りが発見された日が年金支払開始日前である場合

実際の年齢にもとづく被保険者の契約年齢が会社の定める範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料を保険契約者に対し精算し、その他のときは実際の年齢にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

(2)誤りが発見された日が年金支払開始日以後である場合

実際の年齢にもとづく被保険者の年金支払開始日の年齢が会社の定める範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を年金受取人に対し精算し、その他のときは実際の年齢にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

#### 18. 保険契約者の住所の変更

#### 第39条(保険契約者の住所の変更)

- 1. 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。)が住所または通信先を変更したときは、 すみやかに会社に通知してください。
- 2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 19. 契約者配当

#### 第40条(契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

#### 20. 時効

#### 第41条(時効)

年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

#### 21. 管轄裁判所

#### 第42条(管轄裁判所)

この保険契約における年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険契約者もしくは年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人(年金、死亡一時金または死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

#### 22. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

#### 第43条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

1. 会社は、次の各号に定める突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間(以下、「取引停止期間」といいます。)中、次項および第3項に定める取扱をします。

- (1)天災または戦争その他の変乱等
- (2)特別勘定資産に関係する金融機関または資産運用会社に生じた以下のいずれかの事態
  - ①取引停止
  - ②倒産
  - ③著しい信用状況の悪化
- (3)特別勘定資産に関係する国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
- (4)証券取引所等における取引の停止
- (5)外国為替取引の停止
- (6)金融機関における決済機能の停止
- (7)その他前6号に準じるやむを得ない事情
- 2. 会社は、取引停止期間中、次の各号に定める取扱をします。
  - (1)第8条(会社の責任開始期および契約日)の取扱

取引停止期間中、当該特別勘定に保険料のうち運用実績連動部分の当初積立金額に相当する額を繰り入れる保険契約の申込の受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。また、正常な評価ができなくなった日前に保険契約の申込を受け付けていた場合でも、特別勘定繰入日が取引停止期間中となるときは、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います(すでに保険契約の申込を承諾していた場合も同様とします。)。

(2)第12条(年金額)および第19条(死亡保険金額)の取扱

取引停止期間中、年金支払開始日が到来した場合または死亡保険金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

- ①会社が取得した正常な評価ができなくなった日の直前の価格にもとづき特別勘定資産を評価します。
- ②当該特別勘定について正常な評価ができるようになった日の価格が会社が取得した正常な評価ができなくなった日の直前の価格を上回る場合には、正常な評価ができるようになった日の価格にもとづき、この保険契約の年金額または死亡保険金額を改めます。
- (3)第26条(解約)の取扱
  - ①取引停止期間中、当該特別勘定の積立金を含む保険契約の解約の請求があった場合、正常な評価ができるようになった日の翌営業日を解約日とみなして取り扱います。
  - ②前①の規定にかかわらず、保険契約者は、正常な評価ができるようになった日までに、解約の中止を申し出ることができます。この場合、解約の請求がなかったものとして取り扱います。
- 3. 会社は、前2項の取扱を行う場合、会社の定める方法により、ただちにその旨を公表し、その取扱を適用する保険契約者、年金受取人または死亡保険金受取人にその旨を通知します。

#### 23. 国際制裁先に関する対応

#### 第44条(国際制裁先に関する対応)

会社は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の支払その他の利益の提供が、国際連合の安全保障理事会、日本、欧州連合、フランス、米国(とりわけ、米国財務省外国資産管理局(OFAC)や国務省が発令する措置)、その他制裁を発動する権限を有する機関により、発動・執行・強制される経済・金融・通商的制裁を課す法令・措置(個人・法人との通商禁止、資産・経済的資源の凍結・制限、あるいは特定の財産・領土に関するいかなる制裁・措置を含む)に違反する場合は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の支払その他の一切の利益の提供を行いません。

## 別表 1 請求書類

### (1)年金・死亡一時金・死亡保険金の請求書類

項目	請求書類			
1. 年金	(1)会社所定の請求書			
(一括支払を含みます。)	(2)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)			
	(3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書			
	(4)年金証書(第1回の年金の支払の場合には保険証券)			
2. 死亡一時金	(1)会社所定の請求書			
(年金の継続支払を含み	(2)会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死			
ます。)	亡診断書または死体検案書)			
	(3)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)			
	(4)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書			
	(5)年金証書			
3. 死亡保険金	(1)会社所定の請求書			
	(2)会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死			
	亡診断書または死体検案書)			
	(3)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)			
	(4)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書			
	(5)保険証券			
(注)会社は、上記以外の書	(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。			

#### (2)その他の請求書類

) その他の請求書類		
項目	請求書類	
1. 年金支払期間の変更	(1)会社所定の請求書	
	(2)保険契約者の印鑑証明書	
	(3)保険証券	
2. 解約	(1)会社所定の請求書	
	(2)保険契約者の印鑑証明書	
	(3)保険証券	
3. 死亡保険金受取人に	(1)会社所定の請求書	
よる保険契約の存続	(2)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	
	(3)債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類	
4. 会社への通知による	(1)会社所定の請求書	
年金受取人または後	(2)保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書)	
継年金受取人の変更	(3)保険証券または年金証書	
5. 遺言による年金受取	(1)会社所定の請求書	
人または後継年金受	(2)法律上有効な遺言(写し)	
取人の変更	(3)保険証券または年金証書	
6. 会社への通知による	(1)会社所定の請求書	
死亡保険金受取人の	(2)保険契約者の印鑑証明書	
変更	(3)保険証券	
7. 遺言による死亡保険	(1)会社所定の請求書	
金受取人の変更	(2)法律上有効な遺言(写し)	
	(3)保険証券	
8. 保険契約者の変更	(1)会社所定の請求書	
	(2)保険契約者の印鑑証明書	
	(3)保険証券	
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。		

#### 別表2 定額部分の当初積立金額

定額部分の当初積立金額は次の算式によって計算される金額とします。

基本保険金額 × 定額部分の割合

(注)「定額部分の割合」とは、次の算式によって計算される割合とします。

年金原資保証率

(1 + 適用される積立利率)運用期間(年数)

### 別表3 運用実績連動部分の当初積立金額

運用実績連動部分の当初積立金額は次の算式によって計算される金額とします。

基本保険金額 - 契約初期費用 - 定額部分の当初積立金額

(注)ただし、会社の定める契約初期費用がない保険契約の場合は、運用実績連動部分の当初積立金額は「基本保険金額 – 定額部分の当初積立金額」となります。

#### 別表4 指標金利

指標金利は、指定通貨および運用期間に応じた下表の利回りとします。この場合において、該当する運用期間がないときは線形補間により算出します。

指定通貨	利回り	
米ドルの	①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差 – ②米ドル円の通貨ベーシスス	
場合	ワップスプレッド + ③米ドル金利スワップレート(固定受け)	

指定通貨	利回り	
豪ドルの	①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差 - ②米ドル円の通貨ベーシスス	
場合	ワップスプレッド + ③豪ドル米ドルの通貨ベーシススワップスプレッド - ④豪銀行間6か月	
	と豪銀行間3か月のベーシススワップスプレッド + ⑤豪ドル金利スワップレート(固定受け)	

## 別表5 解約払戻金

解約払戻金の額は次の算式によって計算される金額とします。

定額部分の積立金額 × 市場価格調整率 + 運用実績連動部分の積立金額 - 基本保険金額

- × 会社の定める解約控除率
- (注1)ただし、会社の定める解約控除がない保険契約の場合は、解約払戻金の額は「定額部分の積立金額 × 市場価格調整率 + 運用実績連動部分の積立金額」となります。
- (注2)市場価格調整率とは、指定通貨に応じて次の算式によって計算される率とします。
- <指定通貨が円、ユーロまたはニュージーランドドルの場合>
  - 1 + 定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利 1 + 解約日に適用される調整用基準指標金利
- <指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合>
  - 1 + 定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利 残存月数/12 1 + 解約日に適用される調整用基準指標金利 + 0.1%
- ・「定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」とは、定額部分に適用されている積立利率の設定の際に 適用された基準指標金利とします。
- ・「解約日に適用される調整用基準指標金利」とは、解約日(死亡の場合は、死亡日とします。以下、別表5において同じ。)を保険料を受け取った日とみなして、この保険契約と同一の指定通貨、年金原資保証率および特別勘定で、運用期間をこの保険契約の残存年数とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、設定されることとなる積立利率に適用されることとなる基準指標金利とします。
- ・「残存月数」とは、解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの月数とし、1月未満の端数日がある ときは、切り上げます。
- ・「残存年数」とは、解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの年数とし、1年未満の端数日がある ときは、切り上げます。
- (注3)「定額部分の積立金額 × 市場価格調整率」の算式によって計算される金額は、年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額を上回ることはないものとします。

## 目標額到達時年金移行特約条項(16)目次

#### この特約の内容

第1条 (特約の締結)

第2条 (特約の目標判定期間)

第3条 (目標額の設定、変更および目標額到達の判定)

第4条(据置期間付年金)

第5条 (特約の解約)

第6条 (特約の消滅)

第7条 (保険契約の一部解約が行われた場合の取扱)

第8条 (主約款の規定の準用)

別表 1 請求書類

## 目標額到達時年金移行特約条項(16)

## この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が所定の個人年金保険の場合において、年金支払開始日前の所定期間中、解約払戻金の額または解約払戻金を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標設定通貨による目標額に到達したときに、主たる保険契約をその目標設定通貨建の据置期間付年金へ移行することを主な内容とするものです。

#### 第1条(特約の締結)

- 1. この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
- 2. この特約を付加した場合、目標設定通貨は会社の定める範囲内で、次の表のとおりとします。

指定通貨	目標設定通貨
(1)円	指定通貨
(2)円以外	次のいずれかから選択するものとします。
(指定通貨が外国通貨の	①指定通貨のみ
場合)	②円のみ
	③指定通貨および円

3. 第1項の規定によりこの特約が締結されたときは、保険証券に前項の規定により定まる目標設定通貨を表示します。なお、この特約を付加した後、前項で選択した目標設定通貨の変更をすることはできません。

## 第2条(特約の目標判定期間)

この特約の目標判定期間は、主契約の契約日以後における会社の定める日の1年後の年単位の応当日(年単位の応当日のない月の場合には、その月の末日)から主契約の年金支払開始日の2か月前の月単位の応当日(月単位の応当日のない月の場合には、その月の末日)の前日までとします。

#### 第3条(目標額の設定、変更および目標額到達の判定)

- 1. 保険契約者は、この特約の付加時に、主契約の解約払戻金について目標設定通貨建の目標額(以下、「目標額」といいます。)を設定するものとします。
- 2. 前項の目標額は、第1条(特約の締結)第2項の規定により定まる目標設定通貨に応じ次の表に定める判定基準金額に会社の定める範囲内でこの特約の付加の際に保険契約者が指定した割合を乗じた金額とします。

目標設定通貨	判定基準金額
(1)指定通貨で目標額を	主契約の一時払保険料の金額
設定した場合	
(2)指定通貨が外国通貨	①主契約の一時払保険料を外国通貨により払い込んでいた場合
である場合におい	主契約の外国通貨建の一時払保険料を、入金日(会社の受領日とします。その日が、
て、円で目標額を設	会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来する
定した場合	その金融機関の営業日とします。以下、本条において同じ。)における第5項に定め
	る円換算一時払保険料額計算用為替レートを用いて円換算した金額
	②保険料円入金特約の規定により主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた
	場合
	円により払い込まれた一時払保険料の金額

3. 目標額到達の判定をする日(以下、「判定日」といいます。)は、目標判定期間中の各日(会社の営業日で、かつ、前項第2号の規定により円で目標額を設定した場合は会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場(TTB)を

公示している日に限ります。以下同じ。)とし、主契約の解約払戻金の額(前項第2号の規定により円で目標額を設定した場合は第6項に定める主契約の外国通貨建の解約払戻金の円換算額とし、以下、「据置年金移行額」といいます。)が目標額以上となったときは、その日を移行日として、主契約の全部を第4条(据置期間付年金)に定める据置期間付年金に移行します。なお、第1条(特約の締結)第2項第2号③の規定により指定通貨および円で目標額を設定した場合で、同一の判定日に指定通貨および円の目標額に到達したときは、円でのみ目標額に到達したものとみなします。

- 4. 前項の規定にかかわらず、判定日が主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める取引停止期間中である場合は、目標額到達の判定を行いません。
- 5. 第2項第2号の円で目標額を設定した場合①の円換算一時払保険料額計算用為替レートは、入金日において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。
- 6. 第3項の円で目標額を設定した場合の据置年金移行額は、判定日における主契約の外国通貨建の解約払戻金の額 を、目標額到達判定計算用為替レートを用いて円換算した金額とします。
- 7. 前項の目標額到達判定計算用為替レートは、判定日において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧 客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ること はありません。
- 8. 前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、会社は、目標額到達判定計算用為替レートの下限を変更することがあります。この場合、会社は、変更日の1か月以上前に保険契約者にその旨を通知します。
- 9. 保険契約者は、移行日前に限り、会社の定める範囲内で、第2項に定める判定基準金額に乗じる割合を変更することができます。この場合、別表1に定める書類を会社が受け付けた日の翌営業日を変更の効力発生日とします(変更の効力発生日前に、すでに設定されていたほかの目標額に到達していた場合は、本項の変更はなかったものとみなします。)。

### 第4条(据置期間付年金)

- 1. 第3条(目標額の設定、変更および目標額到達の判定)により主契約が据置期間付年金に移行したときは、次の各号のとおり取り扱います。この場合、第1条(特約の締結)第2項第2号の規定により目標額を設定し、円で目標額に到達したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主契約における通貨は円とみなし、年金、死亡一時金または死亡保険金の支払等、移行後の金銭の授受および計算は、円により行います。
  - (1)移行の際の年金支払開始日は、移行日からその日を含めて2か月を経過する日の直後に到来する主契約の年金支払開始日の月単位の応当日(月単位の応当日のない月の場合には、その月の末日)とし、年金支払期間は移行前と同じとします。
  - (2)移行日の翌日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの期間(以下、「据置期間」といいます。)中の取扱は次のとおりとします。
    - ①責任準備金(主約款の積立金または基本保険金額に替わり、据置期間中において死亡保険金の支払、解約払 戻金の支払、年金原資の額の算定基準となるもの)は、移行日の据置年金移行額にもとづき移行日における 会社の定める率で計算します。
    - ②据置期間中の死亡保険金の支払については主約款の死亡保険金の支払に関する規定を準用します。準用に際しては、主約款の死亡保険金の額は死亡日における責任準備金額とし、死亡保険金の免責事由により死亡保険金を支払わない場合の規定における「積立金」は「責任準備金」と読み替えるものとします。
    - ③保険契約者は、据置期間中、保険契約の解約をすることができます。この場合、主約款の解約に関する規定を 準用します。準用に際しては、主約款の解約の規定の「解約の書類を会社が受け付けた日の翌営業日」は「解 約の書類を会社が受け付けた日」と読み替えるものとします。
    - ④主約款において保険契約の一部解約が定めてある場合であっても、主約款の規定にかかわらず、据置期間中は、保険契約の一部解約をすることはできません。
    - ⑤据置期間中の解約払戻金については、主約款の解約払戻金の規定を準用します。準用に際しては、解約払戻金の額は、解約日の責任準備金額とします。
  - (3)年金支払開始日以後の取扱は次のとおりとします。
    - ①年金支払開始日以後に支払われる年金額については、主約款の年金額に関する規定を準用します。この場合、年金原資額は年金支払開始日の前日の責任準備金額とします。
    - ②年金および死亡一時金の支払については、主約款の年金および死亡一時金の支払に関する規定を準用します。
- 2. 据置期間付年金に移行したときは、移行日の翌日以後、主約款に定める特別勘定、積立金および基本保険金額に関する規定は適用しません。また、第1条(特約の締結)第2項第2号③の規定により指定通貨および円で目標額を設定した場合でも、指定通貨または円のいずれかにより据置期間付年金に移行したときは、移行日の翌日以後は目標

額到達の判定は行いません。

3. 据置期間付年金に移行したときは、保険契約者に通知します。

### 第5条(特約の解約)

この特約のみの解約はできません。

#### 第6条(特約の消滅)

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

## 第7条(保険契約の一部解約が行われた場合の取扱)

- 1. 主約款の規定により、移行日前に保険契約の一部解約が行われ基本保険金額が減額された場合には、第3条(目標額の設定、変更および目標額到達の判定)第2項の判定基準金額が、その基本保険金額が減じられた割合と同じ割合で減じられたものとみなして、目標額を改めます。
- 2. 本条の規定により、目標額を改めたときは、保険契約者に通知します。

## 第8条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

## 別表 1 請求書類

項目	請求書類
指定した割合の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

## 指定代理請求特約条項 目次

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (特約の対象となる年金)
- 第3条 (指定代理請求人等による年金の請求)
- 第4条 (指定代理請求人の指定および変更)
- 第5条 (特約の解約)
- 第6条 (主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則)
- 第7条 (遺族年金支払特約による年金を特約の対象となる年金とする場合の特則)
- 別表 1 請求書類

## 指定代理請求特約条項

この特約は、年金受取人が年金を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が 年金受取人の代理人として年金を請求することを可能とするものです。

#### 第1条(特約の締結)

- 1. この特約は、次の各号のとおり主契約に付加するものとします。
  - (1)主契約締結の際または年金支払開始日前においては、保険契約者からの申出により付加することができます。
  - (2)年金支払開始日以後は、年金受取人からの申出により付加することができます。
- 2. この特約が付加されたときは、保険証券または年金証書に指定代理請求人の氏名を表示します。

#### 第2条(特約の対象となる年金)

この特約の対象となる年金は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の年金(死亡一時金を含みます。以下同じ。)とします。

### 第3条(指定代理請求人等による年金の請求)

- 1. 年金受取人が年金を請求できない次の各号に定めるいずれかの事情があるときは、第4条(指定代理請求人の指定および変更)の規定により指定または変更された指定代理請求人が、別表1に定める書類およびその事情を示す書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。
  - (1)傷害または疾病により、年金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - (2)その他、前号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次の各号のいずれかに該当する者であることを要します。
  - (1)年金受取人の戸籍上の配偶者
  - (2)年金受取人の直系血族
  - (3)前号に定めるほか、年金受取人の3親等内の親族
- 3. 年金受取人が第1項各号に定める年金を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、年金受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が年金を請求できない第1項各号に定める事情がある場合には年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族)が、別表1に定める書類およびその事情を示す書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
  - (1)指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
  - (2)指定代理請求人が第1項の請求時において前項各号に定める範囲外である場合
  - (3)指定代理請求人が指定されていない場合
  - (4)指定代理請求人が年金を請求できない第1項各号に定める事情がある場合
- 4. 第1項から前項までの規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5. 主契約の普通保険約款に定める年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、本条による年金の請求の場合に準用します。

## 第4条(指定代理請求人の指定および変更)

- 1. 保険契約者はこの特約の付加時に、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定代理請求人として指定するものとします。
- 2. 保険契約者による指定代理請求人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。
- 3. 保険契約者は、年金支払開始日前において、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人等による年金の請求) 第2項各号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1)保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
- (2)本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 4. 年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合は、第1項にかかわらず年金受取人が、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、指定代理請求人を指定するものとします。
- 5. 年金受取人は、年金支払開始日以後、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、 指定代理請求人を変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1)年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
  - (2)本項の変更は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 6. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合または変更された場合は、その年金受取人についての指定代理請求人の指定は無効となります。

#### 第5条(特約の解約)

会社は、次の各号のとおりこの特約の解約を取り扱います。

- (1)保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。この特約が解約されたときは、保険証券に表示を受けることを要します。
- (2)年金受取人は、年金支払開始日以後、将来に向かって、この特約を解約することができます。この特約が解約されたときは、年金証書に表示を受けることを要します。

### 第6条(主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

主契約に年金支払移行特約が付加されており、かつ、その特約の規定により年金支払に移行した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 「年金支払開始日」を「基金設定日」と読み替えて本特約条項の規定を適用します。
- (2)主契約の一部を年金支払に移行した場合、年金支払に移行した部分(年金基金が複数設定されたときは、それぞれの部分)と年金支払に移行していない部分のそれぞれについて別個にこの特約を適用するものとします。

### 第7条(遺族年金支払特約による年金を特約の対象となる年金とする場合の特則)

- 1. 遺族年金支払特約による年金をこの特約の対象となる年金とするときは、次の各号に定めるところによります。
  - (1)遺族年金支払特約による年金の基金設定日以後、その年金受取人は、会社の承諾を得て、遺族年金支払特約による年金をこの特約の対象となる年金とし、この特約を付加することができます。
  - (2)すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されない限り、 遺族年金支払特約による年金はこの特約の対象となる年金には該当しません。
- 2. 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、次の各号に定めるとおり取り扱います。
  - (1)第1条(特約の締結)第1項第1号、第4条(指定代理請求人の指定および変更)第1項から第3項ならびに第 5条(特約の解約)第1号の規定は適用しません。
  - (2)「年金支払開始日」を「基金設定日」と読み替えて本特約条項の規定(前号に定める各規定を除きます。)を適用 します。
  - (3)第2条(特約の対象となる年金)を次のとおり読み替えます。

「第2条(特約の対象となる年金)

この特約の対象となる年金は、遺族年金支払特約による年金(死亡時の一時金を含みます。以下同じ。)とします。」

### 別表 1 請求書類

項目	請求書類	
指定代理請求人等による年	(1)普通保険約款および特約条項に定める年金の請求書類	
金の代理請求	(2)指定代理請求人または代理人の戸籍抄本	
	(3)指定代理請求人または代理人の住民票	
	(4)指定代理請求人または代理人の印鑑証明書	
	(5)年金受取人、指定代理請求人または代理人の健康保険証の写し	
指定代理請求人の指定また	(1)会社所定の請求書	
は変更	(2)保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書)	
	(3)保険証券または年金証書	
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。		

## 保険料円入金特約条項 目次

#### この特約の内容

第1条 (特約の締結)

第2条 (特約の適用)

第3条 (外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート)

主契約が年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則

## 保険料円入金特約条項

## この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

### 第1条(特約の締結)

- 1. この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
- 2. 前項の規定によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

#### 第2条(特約の適用)

- 1. この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとします。
- 2. 会社は、円で受領した保険料を、会社の定める計算方法により、主約款で定める外国通貨建の保険料に換算し、当該外国通貨建保険料を受領したものとして、主約款の規定を適用します。

#### 第3条(外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート)

- 1. 前条に規定する外国通貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日(以下「受領日」といいます。)における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。

## 主契約が年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則

主契約が年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の場合で、主契約の解約日が契約日前となるときは、主約款の解約払戻金の規定にかかわらず、解約払戻金に適用する通貨は円とし、解約払戻金の額は円により払い込まれた額と同額とします。

## 保険料外貨入金特約条項 目次

#### この特約の内容

第1条 (特約の締結)

第2条 (特約の外国通貨)

第3条 (特約の適用)

第4条 (主契約の指定通貨に換算する際に用いる為替レート)

主契約が年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則

## 保険料外貨入金特約条項

## この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の保険料を他の外国通貨(米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランドドル)により払い込む取扱について定めたものです。

#### 第1条(特約の締結)

- 1. この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
- 2. 前項の規定によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

#### 第2条(特約の外国通貨)

この特約により取り扱う外国通貨は、米ドル(アメリカ合衆国通貨のことをいいます。)、ユーロ(欧州単一通貨のことをいいます。)、豪ドル(オーストラリア通貨のことをいいます。)またはニュージーランドドル(ニュージーランド通貨のことをいいます。)のうちのいずれかとし、第3条(特約の適用)第1項により指定されたものとします。

### 第3条(特約の適用)

- 1. この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、主契約の保険料を、会社の定める範囲内で、保険契約者が主約款で定める外国通貨(以下、「主契約の指定通貨」といいます。)と異なる外国通貨(以下、「入金用通貨」といいます。)で払い込むことができるものとします。
- 2. 会社は、前項により受領した保険料を、会社の定める計算方法により、主契約の指定通貨に換算し、当該外国通貨建保険料を受領したものとして、主約款の規定を適用します。

### 第4条(主契約の指定通貨に換算する際に用いる為替レート)

- 1. 前条に規定する入金用通貨を主契約の指定通貨へ換算する際には、会社が入金用通貨にて保険料を受領する日(以下「受領日」といいます。)における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、受領日における、入金用通貨の対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を主契約の指定通貨の対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

## 主契約が年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則

主契約が年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の場合で、主契約の解約日が契約日前となるときは、主約款の解約払戻金の規定にかかわらず、解約払戻金に適用する通貨はこの特約の入金用通貨とし、解約払戻金の額はその通貨により払い込まれた額と同額とします。

## 円支払特約条項(12)目次

#### この特約の内容

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (解約払戻金を支払う場合の取扱)
- 第3条 (死亡保険金を支払う場合の取扱)
- 第4条 (年金を支払う場合の取扱)
- 第5条 (年金の一括支払の支払額を支払う場合の取扱)
- 第6条 (死亡一時金を支払う場合の取扱)
- 第7条 (会社所定の為替レートの下限の変更)
- 第8条 (特約の消滅)
- 第9条 (主約款の規定の準用)
- 第10条 (主契約が変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則)
- 第11条 (主契約が変額個人年金保険(豪ドル建)の場合の特則)
- 第12条 (主契約が変額個人年金保険(米ドル建)の場合の特則)

## 円支払特約条項(12)

## この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の解約払戻金、死亡保険金、年金、年金の一括支 払の支払額または死亡一時金を円により支払う取扱について定めたものです。

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の解約払戻金を請求する際、死亡保険金を請求する際、第1回の年金を請求する際、年金の一括支払を請求する際または死亡一時金を請求する際、保険契約者(死亡保険金の請求の場合は死亡保険金受取人とし、年金、年金の一括支払または死亡一時金の請求の場合は年金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

#### 第2条(解約払戻金を支払う場合の取扱)

- 1. 円により解約払戻金を支払う場合には、解約日または一部解約日(これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて解約払戻金を円に換算します。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する解約日または一部解約日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

### 第3条(死亡保険金を支払う場合の取扱)

- 1. 円により死亡保険金を支払う場合には、請求書類を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて死亡保険金を円に換算します。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社が受け付けた日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

### 第4条(年金を支払う場合の取扱)

- 1. 円により年金を支払う場合には、第1回の年金支払の際、年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて外国通貨建の年金原資を一括して円に換算し、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める年金の種類にもとづき、年金支払開始日における会社の定める率により年金額を計算します。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- 3. 第1回の年金額が会社の定める金額に満たないときは、主約款の規定にかかわらず、会社は、年金の支払を行わず、 円換算の年金原資額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
- 4. 第1回の年金額が会社の定める金額をこえるときは、主約款の規定にかかわらず、年金額は会社の定める上限の額とし、この金額をこえる部分については、その部分に対応する円換算の年金原資額を一時に年金受取人に支払います。

5. 本条を適用して年金原資額を円に換算して年金を支払う場合は、以後指定通貨が円であるとみなして主約款の年金の支払の規定を適用します。

## 第5条(年金の一括支払の支払額を支払う場合の取扱)

- 1. 円により年金の一括支払の支払額を支払う場合には、年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて年金の一括支払の支払額を円に換算します。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

#### 第6条(死亡一時金を支払う場合の取扱)

- 1. 円により死亡一時金を支払う場合には、請求書類を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて死亡一時金を円に換算します。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社が受け付けた日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

### 第7条(会社所定の為替レートの下限の変更)

前条までの規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、会社は、会社所定の為替レートの下限を変更することがあります。この場合、会社は、保険契約者にその旨を通知します。

#### 第8条(特約の消滅)

第2条(解約払戻金を支払う場合の取扱)、第3条(死亡保険金を支払う場合の取扱)、第5条(年金の一括支払の支払額を支払う場合の取扱)または第6条(死亡一時金を支払う場合の取扱)の規定により円に換算した金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

#### 第9条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

### 第10条(主契約が変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

主契約が変額個人年金保険(通貨指定型)の場合で、主約款の規定により収益分配金相当額を自動的に一部解約払戻金として受け取ることを指定したときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1)第1条(特約の締結)の規定にかかわらず、この特約は、主契約締結の際または年金支払開始日前において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結することができます。
- (2)前号の規定によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。
- (3)第8条(特約の消滅)の規定は適用しません。
- (4)保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

## 第11条(主契約が変額個人年金保険(豪ドル建)の場合の特則)

主契約が変額個人年金保険(豪ドル建)の場合は、第4条(年金を支払う場合の取扱)第5項を「5. 本条を適用して年金原資額を円に換算して年金を支払う場合は、以後主契約の通貨は円であるとみなして主約款の年金の支払の規定を準用して取扱います。」と読み替えて適用します。

#### 第12条(主契約が変額個人年金保険(米ドル建)の場合の特則)

主契約が変額個人年金保険(米ドル建)の場合は、第4条(年金を支払う場合の取扱)第5項を「5.本条を適用して年金原資額を円に換算して年金を支払う場合は、以後主契約の通貨は円であるとみなして主約款の年金の支払の規定を準用して取扱います。」と読み替えて適用します。

## 年金円支払特約条項 目次

#### この特約の内容

第1条 (特約の締結)

第2条 (年金を支払う場合の取扱)

第3条 (会社所定の為替レートの下限の変更)

第4条 (特約の解約)

第5条 (主約款の規定の準用)

## 年金円支払特約条項

## この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の年金を円により支払う取扱について定めたものです。

#### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の第1回の年金の請求の際または年金支払開始日以後において、年金受取人から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

#### 第2条(年金を支払う場合の取扱)

- 1. 円により年金を支払う場合には、年金支払日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて年金を円に換算します。
- 2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

#### 第3条(会社所定の為替レートの下限の変更)

前条の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、会社は、会社所定の為替レートの下限を変更することがあります。この場合、会社は、保険契約者にその旨を通知します。

#### 第4条(特約の解約)

年金受取人は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の通貨に関する規定により、以後、年金を支払います。

### 第5条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

# 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項や必要な保険知識等を記載したもの ですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただくようお願いいた します。

## 特に、

▼クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について ···P. 9
<b>▼</b> 責任開始期についてP.18
▼死亡保険金等をお支払いできない場合についてP.33
<b>▼</b> リスクとお客さまにご負担いただく費用について ·····P.39
<b>/</b> 解約についてP.42

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、ご説明の中でわ かりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。 なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

## お問い合わせ先



カスタマーサービスセンター <u>ठळ</u> 0120-6

> 受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)

ご契約の際には、この「ご契約のしおり・約款」のほか、「契約締結前交付書面<契約概要/注 意喚起情報> 兼 商品パンフレット」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、大切に 保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】



クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021

CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE ウレディ・アグリコル生命 カレディ・アグリコル生命 カスタマーサービスセンター **\*\*\*** 0120-60-12 カスタマーサービスセンター 0120-60-1221 Webサイト https://www.ca-life.jp/